

# 第5次下関市市民活動促進基本計画 (素案)

# 目次

## 第1章 計画策定の背景と趣旨

1 計画の背景	2
2 計画の趣旨	3
3 計画策定の位置付け	4
4 計画の期間	5
5 計画の対象区域	5
6 用語の定義	6
7 計画策定の体制	9

## 第2章 前計画の振り返り

《第4次市民活動促進基本計画》	11
1 第4次計画のスローガンと目標	11
2 第4次計画の基本方針と成果指標達成度	12
《第2次住民自治によるまちづくり推進計画》	15
1 基本施策の体系	15
2 取組と成果	16

## 第3章 調査から見る現状と課題

1 人口と世帯の状況	18
2 市民の現状と課題	19
3 市民活動団体の現状と課題	22
4 まちづくり協議会の現状と課題	26
5 行政の現状と課題	29

## 第4章 計画の基本方針と施策

基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進	34
基本方針2 市民活動を発展させる環境づくり	37
基本方針3 中間支援機能の充実	40
基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進	43

## 第5章 計画の推進

1 推進体制	45
2 進捗状況管理・評価・公表	46

# 第1章 計画策定の背景と趣旨

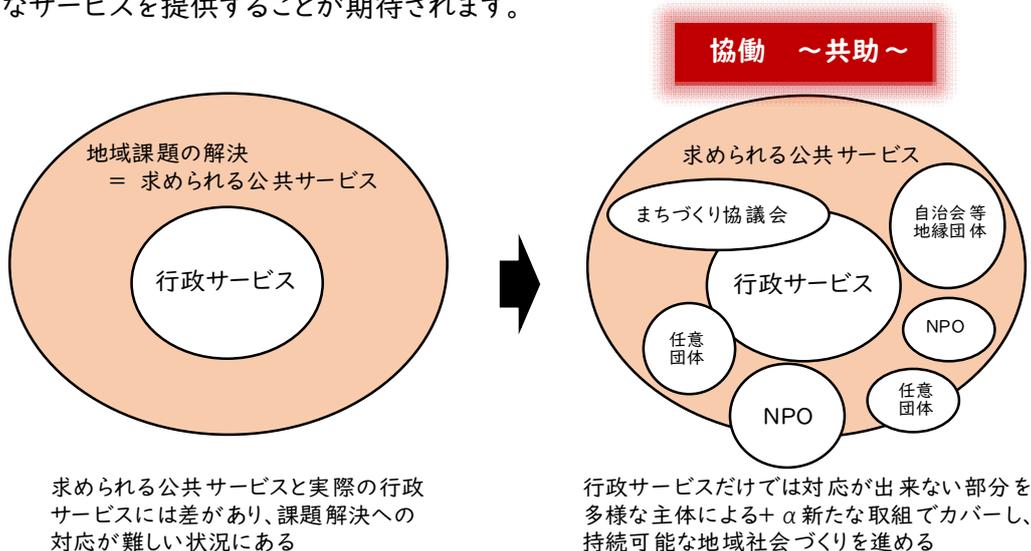
## 1 計画の背景

近年、我が国を含む多くの地域社会は急速な人口減少と少子高齢化に直面しており、本市においてもその影響が顕著となっています。年少人口の割合は世界的にも低く、高齢化の進行、労働人口の減少といった構造的な変化に加え、デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式や働き方の変化、地域経済やコミュニティ※の課題など、多岐にわたる社会的背景を抱えています。また、頻発する自然災害や気候変動リスクへの備え、カーボンニュートラル社会の実現といった環境・エネルギー問題も地域で主体的に取り組むべき重要なテーマとなっています。

さらに、価値観やライフスタイルの多様化が進み、個人の生き方や働き方、地域との関わり方に対する市民一人ひとりの意識が多様化しています。こうした急速な社会変化の中で、少子高齢化に伴う地域活力の低下や人材不足、コミュニティの希薄化、孤立の増加等、これまで行政や地縁組織が担ってきた地域課題の解決だけでは対応が難しい状況となっています。

今後は、個人やNPO※、自治会等の地縁団体、まちづくり協議会やその他任意団体等、多様な主体が持つ柔軟な発想力・機動力を発揮し、行政、市民、事業者等がともに連携・協働※する「共助※」の体制がますます求められるとともに、持続可能な地域社会づくりを進めるために、市民一人ひとりの自発性と創造性を活かすことが不可欠です。(図1参照)

行政と市民とが適正な分担と連携を行い、市政については市民の積極的な参画※を促し、互いに理解し合い、市民活動が活発に行われることで、地域生活の課題解決に柔軟に対応した、より一層効果的なサービスを提供することが期待されます。



【図1 行政サービスと公共サービス】

※コミュニティ：人々が共同体意識をもって生活を営む一定の地域、及びそれらの人々の集団。

※NPO：民間非営利組織。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

※協働：共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動すること。

※共助：自分だけでは解決や実行が困難なことについて、地域や身近にいる人たちがともに取り組むこと。

※参画：市民及び市民活動団体が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自立的に関わることに並びに市民等がまちづくりのために協働すること。効果的な市民参画の実現手法として「説明会の開催」「アンケートの実施」「ワークショップの開催」「審議会の設置」「パブリックコメントの実施」が挙げられる。

## 2 計画の趣旨

本市では、平成 17 年に「下関市市民協働参画条例」を施行し、市民と行政が協力し合い、市民自らが主体的に参加するまちづくりを進めてきました。また、自治会や市民活動団体、NPO など多様な市民活動を支える環境づくりに努め、平成 18 年の「下関市市民活動促進基本計画」策定以降も計画の見直しを重ね、市民協働によるまちづくりを推進してきました。

さらに、平成 26 年に「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を制定し、市民と行政が一体となって、安心して暮らせる地域社会の実現を目指してきました。また、平成 27 年には「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」も策定され、まちづくり協議会の設立や活動支援により、人と人とのつながりを大切にした地域活動も広がってきています。

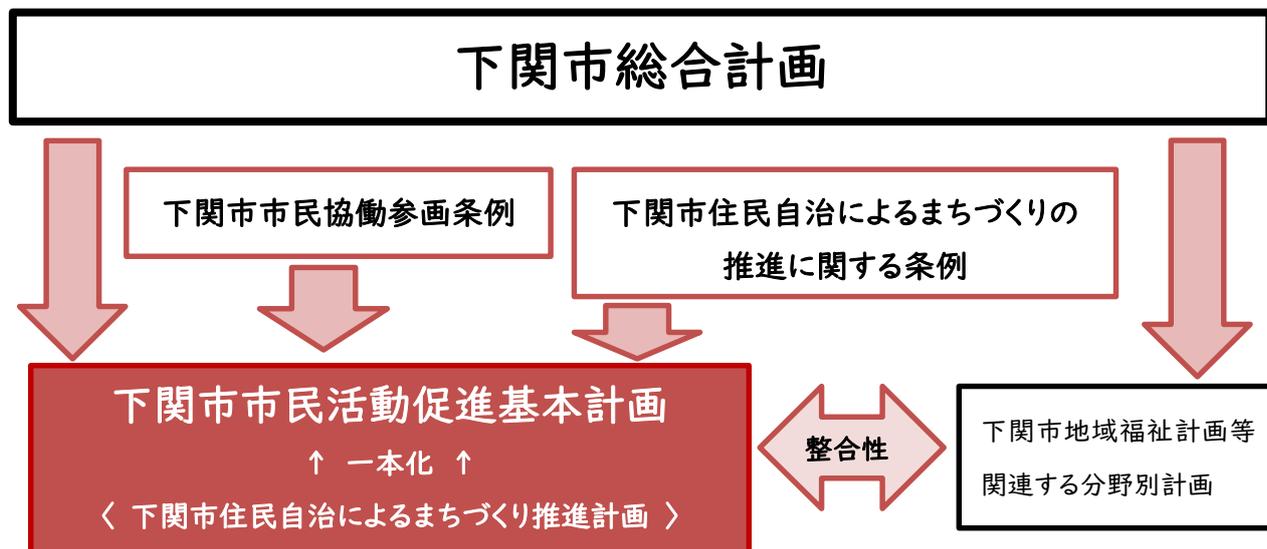
令和 6 年度に実施した市民意識調査等においても、多くの市民が自主的に地域活動へ参加し、まちの課題解決や住みやすい地域づくりに貢献していることが明らかになっています。一方で、地域社会を取り巻く状況は大きく変化し、新たな課題が生まれています。

こうした社会情勢や生活環境の変化、市民や市民活動団体を取り巻く新たなニーズに対応し、すべての市民が自分らしく安心して暮らせる地域づくりと、住民主体によるまちづくり活動の継続を図るため、この度「市民活動促進基本計画」と「住民自治によるまちづくり推進計画」を一本化し、新たに「第 5 次下関市市民活動促進基本計画」を策定します。

本計画では、市民一人ひとりや市民活動団体、行政が目的を一つにし、お互いの役割を認め合いながら協力して地域課題の解決に取り組み、多様な人材や新しい知恵を生かした持続可能なまちづくりを目指します。そして、条例やこれまでの基本計画の流れを大切に受け継ぎながら、市民が主役となる、活力ある下関の実現に向けて歩み続けていきます。

### 3 計画策定の位置付け

本計画は、「下関市市民協働参画条例」を根拠とし、「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」、上位計画である「下関市総合計画」及び関連計画を踏まえ、下関市における市民活動の促進に関する施策の総合的・計画的推進方法を示したものです。



【図2 計画の位置付け】

#### 【参考】

##### ○本計画と下関市地域福祉計画との共通点

福祉分野において隣近所の住民同士や友人、知人との助け合いや、自治会や民生委員、NPO、事業者、社会福祉協議会などの地域で活動する団体の支えにより生活課題を解決する共助の取組を支援する点で共通している。

また、平成27年(2015年)に「SDGs※(持続可能な開発目標)」が国連サミットで採択され、下関市総合計画の中で各分野における施策の推進にあたり、その理念を念頭において取り組んでいくことが重要であるとされており、「市民活動の支援の推進」と関連する17番目の「パートナーシップ(協力)で目標を達成しよう」という目標を念頭に取組を進めてまいります。

※SDGs：「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略称。すべての人が幸せに暮らせる社会をつくるため、貧困や環境、教育など世界のいろいろな課題を2030年までに解決しようとする国際的な目標で、17の目標と169の具体的なターゲットがある。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

5年間という期間設定については、市民活動を取り巻く社会情勢が変化し続けていることを踏まえ、中期的な展望で策定したものです。また、状況の変化に適合させるため、必要に応じて計画の期間内に見直しを行います。

令和11年度以降については、それまでの間の支援策の効果や市民活動の状況を鑑み、次期計画を検討する中で取組むべき課題と具体的施策の見直しを行います。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
計画	第2次下関市総合計画							第3次下関市総合計画						
	第3次下関市市民活動 促進基本計画				第4次下関市市民活動 促進基本計画				第5次下関市市民活動 促進基本計画					
	第1次下関市住民自 治によるまちづくり推 進計画		第2次下関市住民自治による まちづくり推進計画											
	第3期下関市地域福祉計画					第4期下関市地域福祉計画								

【図3 関連計画の計画期間】

## 5 計画の対象区域

本計画の対象区域は、原則として下関市域とします。

また、本市の中核市としての役割及び市域を超えて展開している市民活動の実態を考慮し、より広域的な対応に配慮します。

## 6 用語の定義

### 市民活動とは・・・

自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動又は地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。(市民協働参画条例第2条)

社会や不特定多数の方の役に立ち、良い影響や効果を与えることを目的とした、自主的かつ自発的な(自分からやる)、営利(お金を稼ぐこと)を目的としない活動のうち、以下の活動のことです。

#### ①特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動

⇒ NPO 法人や任意のボランティア団体等による組織的な活動

#### ②地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動

⇒ 一定の地縁に基づく組織的な活動。本市では自治会やまちづくり協議会の活動

### しものせき市民活動センター

しものせき市民活動センターは、市民活動の場及び市民と市民がふれあうことのできる交流の場を提供することにより、市民活動の促進及び市民主体のまちづくりを推進するために設置した施設です。「市民活動拠点施設」として市民と行政、市民と市民活動団体とをつなぎ、地域社会の課題に取り組む市民活動の支援を行っています。本計画においては、中間支援組織として市民活動の促進に重要な役割を担っています。

JR下関駅前(ヴェルタワー下関2階)に位置し、平成31年4月から指定管理者により管理運営されています。



#### しものせき市民活動センターの機能

- 相談受付
- 市民活動団体の登録
- 活動の場の提供
- 情報収集と提供
- 講座・研修の開催
- ネットワーク化の促進

## 市民活動団体とは・・・

組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

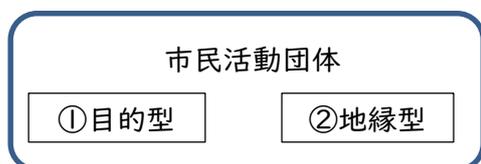
イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とするもの

エ 営利を目的とするもの

(市民協働参画条例第2条)

「市民活動団体」は「目的型」と「地縁型」の2つに区分します。



### 【①目的型】

NPO法人や任意のボランティア団体等

⇒ 《協働による効果》

役割に応じ、特性を発揮して協働に取り組むことにより、それぞれの団体の目標を効果的に達成することができます。また、団体同士のネットワークの形成が期待できます。

### 【②地縁型】

自治会、町内会、自治会連合会、連合自治会、まちづくり協議会等

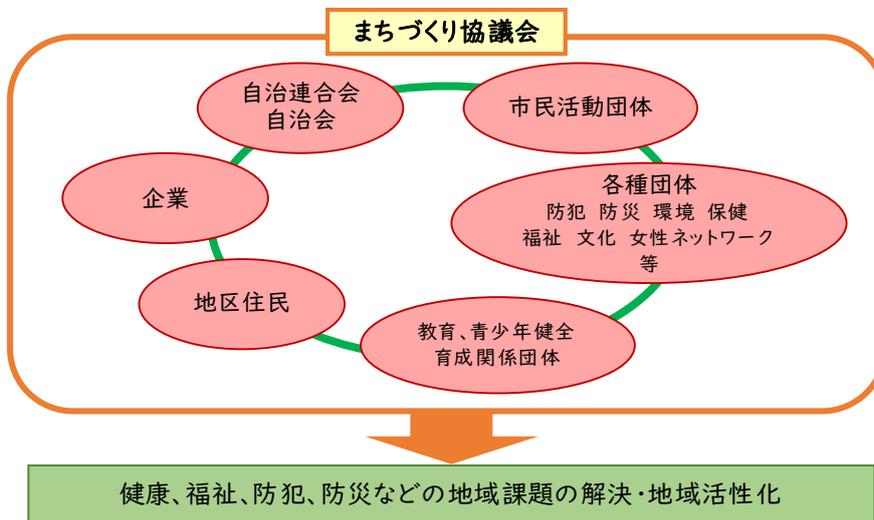
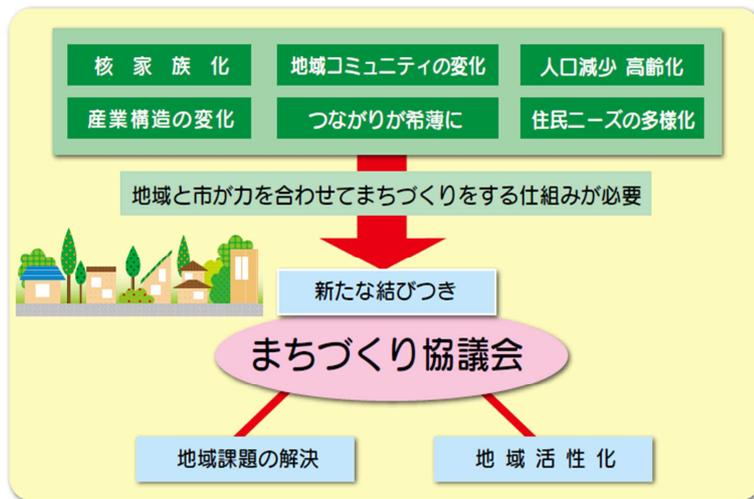
⇒ 《協働による効果》

それぞれの団体の組織基盤の強化、認知度の向上によって、活動の場や事業展開の機会の増大が期待できます。

## まちづくり協議会とは・・・

家族形態や産業構造などの社会情勢の変化によって、少子高齢化や人口減少が進み、地区の抱える課題も多様化し、これまでの画一的な行政サービスの仕組みだけでは、市民ニーズに対して、きめ細かく対応することが困難となっています。そのため、魅力ある「元気な下関」を実現していくには、市民や市民活動団体、企業など様々な主体が参加し、自ら課題を発見し解決する仕組みづくりが必要となっています。

下関市には自治連合会のまとまりを基底とし、概ね中学校区を範囲とした市内17地域でまちづくり協議会があります。まちづくり協議会は、地区の皆さんや自治会、市民活動団体などが主体となって構成する地域を代表する組織で、健康、福祉、防犯、防災などの地域課題の解決や地域活性化を目的として活動を行っています。



- まちづくり協議会は、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（平成 26 年条例第 54 号）に基づき設立されたものであり、前計画までは「住民自治によるまちづくり推進計画」として別に策定していました。
- 第5次市民活動促進基本計画では「市民活動促進基本計画」と「住民自治によるまちづくり推進計画」を一本化して策定しているため、他の市民活動団体とは区別し、まちづくり協議会の項目を別に設けています。

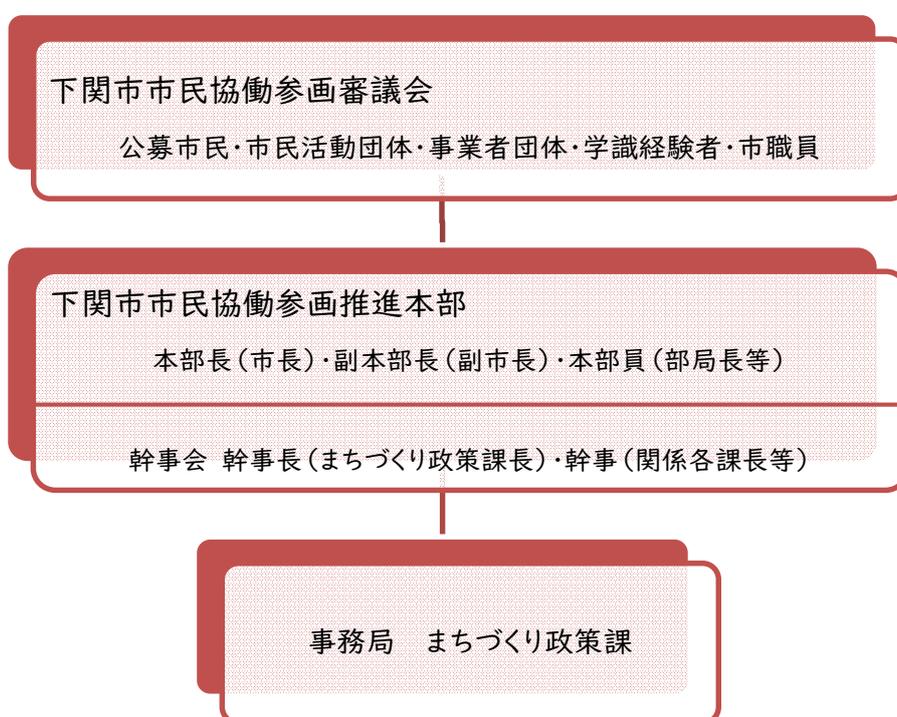
## 7 計画の策定体制

### (1) 下関市市民協働参画審議会

本計画は、学識経験者、市民活動団体関係者、公募委員（市民）等から構成される「下関市市民協働参画審議会」において、市民の立場や専門的な分野等から総合的に検討を進めました。

### (2) 下関市市民協働参画推進本部

市長を本部長とする「下関市市民協働参画推進本部」において、市民活動促進諸施策について検討・調整を行いました。



【図4 計画の策定体制】

### (3) 市民の意識、市民の意見

市民協働参画及び住民自治によるまちづくりに対する市民や市民活動団体の考えや、活動への参加の状況を把握するため、意識調査を実施しました。

また、より幅広い市民の意見を聴取するため策定過程においては計画案を公表し、ワークショップ※及びパブリックコメント※を実施しました。

※ワークショップ：市民参画の手法の一つ。市民が意見表明や課題解決に能動的に関わり、行政や他の市民と協力しながら地域社会や公共政策づくりに貢献するための、参加型・体験型の対話・協働の場のこと。

※パブリックコメント：市民参画の手法の一つ。市の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を市民に公表し、これに対する市民の意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表するとともに、その市民の意見等を考慮して当該施策等の案の決定を行う一連の意見募集に関する手続きのこと。

## ●市民協働参画及び住民自治によるまちづくりに関する意識調査

本計画の策定にあたり、市民協働参画及び住民自治によるまちづくりに対する市民や市民活動団体の考えや、活動への参加の状況を把握し、今後の市民活動推進のための基礎資料とするために、令和6年度に意識調査を実施しました。

【表1 令和6年度市民協働参画及び住民自治によるまちづくりに関する意識調査 概要】

調査対象	市民	市民活動団体
	下関市に居住している満18歳以上の市民	しものせき市民活動センターに登録している団体
抽出方法	無作為抽出	全数調査
配布数	2,500	258
回収数(有効回収率)	957(38.3%)	162(62.8%)
調査方法	郵送法・無記名方式・一部 Web での回答	
調査期間	令和7年1月6日～令和7年1月24日	

## ●ワークショップ

本計画を策定するに当たり、市民から意見を求めるため、策定過程で計画案を公表し、ワークショップを実施しました。

【表2 ワークショップの実施概要】

開催日時	令和7年9月20日(土曜日)13時30分～16時30分
開催場所	しものせき市民活動センター
テーマ	市民活動をもっと楽しく! ワークショップ
内容	市民活動や活動団体、まちづくり協議会の5年後の姿をイメージし、市民活動を更に活発化させるしかけをグループワークを通じて話し合う
参加者	市内に在住または通勤・通学・活動している方 18名

## ●パブリックコメント

本計画を策定するに当たり、市民から意見を求めるため、策定過程で計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

【表3 パブリックコメントの実施状況】

募集期間	令和7年10月6日～令和7年11月6日
閲覧場所	本庁舎 本庁管内各支所 各総合支所 しものせき市民活動センター(ふくふくサポート) 下関市民センター 中央図書館 ※市ホームページにも掲載

## 第2章 前計画の振り返り

### 第4次市民活動促進基本計画

#### Ⅰ スローガンと目標

第4次計画では『であう つながる ひろがる あなたの協働参画』をスローガンに、以下の3つの基本方針を定め、展開方向に沿った施策を設定し、基本方針ごとに成果指標を定めました。

##### 基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

市民活動の内容や目的、やりがいや魅力について、広く市民に知って、理解してもらうことで新たな市民活動への参加を促進します。

##### 基本方針2 市民活動を展開する環境づくり

市民と市民活動団体とがマッチングできるような環境づくりに努めます。

##### 基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展

市民活動団体と市民活動を取り巻く環境がより発展するよう、人材育成や団体間の交流、活動支援の制度等について検討を進めます。

## 2 基本方針と成果指標達成度

第4次計画において定めた基本方針と成果指標、その達成度について整理しました。

### 基本方針I 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

#### 【施策の展開方向】

#### ○市民活動を促進する情報の収集及び提供

→行政としものせき市民活動センターとが連携し、幅広く市民に市民活動について知ってもらうための取組を進めます。

→市民協働することで施策に与える影響、結果などをわかりやすい形で情報発信することで、市民協働への理解を深め、意識を高めます。

### ●成果

成果指標	令和2年	第4次計画 目標値	現状値 (令和7年)	評価
市民活動の経験	参加したことが ある 40.1%	参加したことが ある 45%	参加したことが ある 39.5%	未達成
市政参画の経験	参画したことが ある 13.8%	参画したことが ある 15%	参画したことが ある 12.7%	未達成

### ●課題

「市民活動の経験」「市政参画の経験」いずれも目標達成には至りませんでした。これは、コロナ禍での活動自粛後に市民活動が自粛前までの水準まで回復しきれなかったことが最大の要因であると思われます。しかしながら、令和2年時点の値と比較し横ばい傾向にあることから、これまでの取組を継続していくことが重要だと考えます。

※市民活動の経験の現状値は市民意識調査の結果をもとに報告書外で再計算（無回答者を含めない）。

## 基本方針2 市民活動を展開する環境づくり

### 【施策の展開方向】

#### ○市民活動の場の提供

→多くの市民が幅広い市民活動に参加できる機会や、市民の抱える様々な問題に対応する市民活動団体と出会える仕組みづくり等について検討を行います。

#### ○市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

→市民活動団体のニーズに合致した活動をしやすい環境づくりに資する支援を行うべく、既存の助成制度の見直しや新たな助成制度について検討を行います。

### ●成果

成果指標	令和2年	第4次計画 目標値	現状値 (令和7年)	評価
しものせき市民活動センターにおけるボランティア登録件数	16件	50件	213件	達成
市民活動を促進するために実施した施策数	107施策	107施策 (現状維持)	91施策	未達成

### ●課題

しものせき市民活動センターにおけるボランティア登録者数については、ボランティアに参加したい人と受け入れたい団体との架け橋である「ボランティアギルド制度」の構築により、年々登録者数が増加しています。高校生や大学生等、若い人材のボランティアギルドへの登録、まちづくり協議会などの地域組織との交流を深めていくことで、更なる市民活動の発展につながっています。

施策数はコロナ禍における活動自粛により令和3年度に大幅減となり、その後徐々に回復してきたものの達成には至りませんでした。ボランティアギルド制度の充実については、引き続き指定管理者※と認知度を上げる取組について協議しながら進めます。

※指定管理者制度：地方公共団体が設置する公の施設の管理運営を法人、民間事業者、NPO等に委ねることを可能とする地方自治法上の制度。公の施設の管理運営に民間の能力を活用することで、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応し、市民サービスの向上と経費の節減等を図り、政策目的を達成するための手法の一つ。

### 基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展

#### 【施策の展開方向】

#### ○市民活動のネットワーク化の促進

→市民と市民活動団体、市民活動団体同士がつながり、双方向の意見交換や、相互支援を行うことで、より発展的なパートナーシップの確立を目指します。

→行政内部における各部局の事業実施にあたり、市民協働の推進に資する取組を検討します。

#### ●成果

成果指標	令和2年	第4次計画 目標値	現状値 (令和7年)	評価
しものせき市民活動センターでの学習の機会・交流の場への満足度	学習の機会・ 交流の場どち らにも満足し ている 23.3%	学習の機会・ 交流の場どち らにも満足し ている 30.0%	35.8%	達成

#### ●課題

しものせき市民活動センターを中心とした中間支援機能の充実や情報共有・意見交換の仕組み作りを進めた結果、センターの利用者の満足度は上昇傾向にあります。しかしながら、センターの認知度は依然として低いため、更なる周知を図り、中間支援機能をより一層強化する取組が必要です。

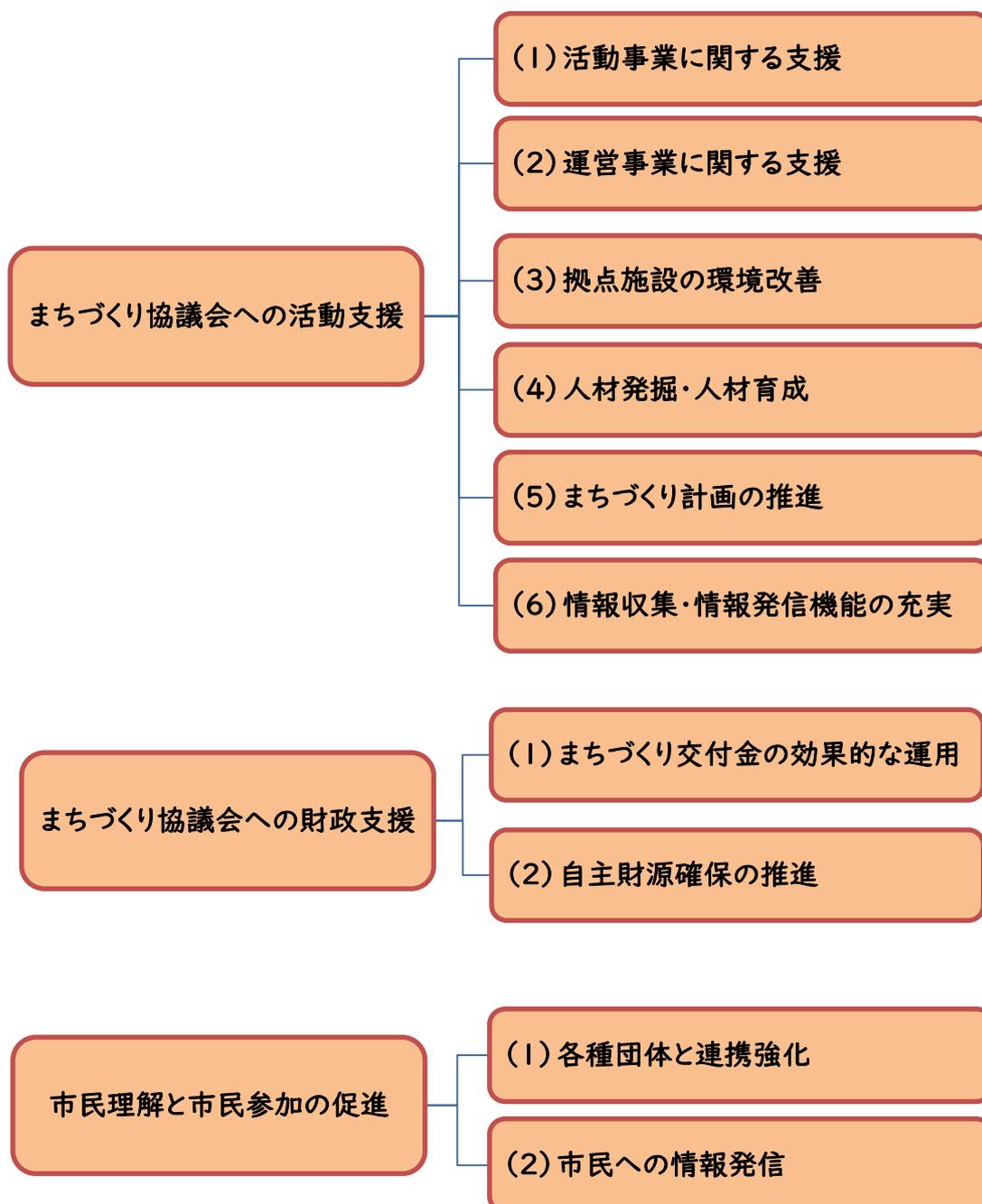
## 第2次住民自治によるまちづくり推進計画

### I 基本施策の体系

基本施策を3つの柱として体系づけ、取り組むべき推進項目を定めました。

#### 《 3つの柱 》

#### 《 推進項目 》

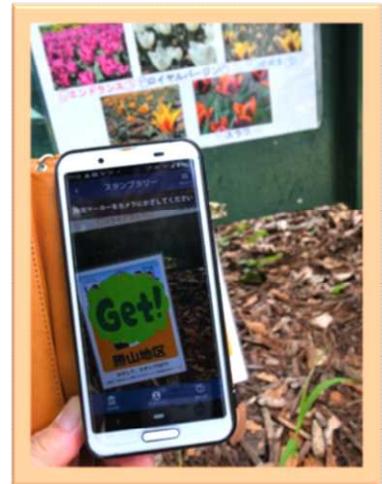


## 2 取組の成果と課題

### 〈基本施策1〉まちづくり協議会への活動支援

#### ●成果

- ・部会制による体制が取られているなか、プロジェクト制※を推進し、プロジェクト制を活かした計画づくりを可とするとともに、雛形を作成しました。
- ・まちづくり協議会主催により「しもまちスタンプラリー」を行い、しもまちアプリの活用方法を支援し、地域事業への活用につなげました。
- ・事務マニュアルの改善や提出書類を簡素化しました。
- ・支所の所掌事務に「まちづくり協議会に関すること」を加え、地域に身近な職員がサポートする体制としました。
- ・市民活動センターのボランティア登録制度の活用による若者の地域活動への参画に着手しました。
- ・しもまちアプリの利用権限を各まちづくり協議会へ付与し、地域限定情報を随時発信できるようにしました。



#### ●課題

- ・地域間で活動に対する温度差があり、画一的な支援が難しい状況です。
- ・市民活動センターで相談・支援の役割を担う体制を整える必要があります。
- ・次世代を担う人材を育成する必要があります。
- ・担い手、人材の発掘を行うため、プロジェクト制の更なる推進により参加者のすそ野を広げる必要があります。
- ・市職員が自発的に活動に関わるための意識醸成や仕組み作りが必要です。
- ・まちづくり計画の策定及び見直しの推進が必要です。

※プロジェクト制：目の前の特定の課題を、やれる人、やる気のある人が、必要な時に取り組み、解決すればプロジェクトを解散する方法で、効率的に成果をあげる手法の一つ。

## 〈基本施策2〉まちづくり協議会への財政支援

### ●成果

- ・交付金の使途についての制限を緩和し、自主性を重視した運用に改善しました。
- ・設立から10年目が経過し、交付金の使途への理解が広がりました。

### ●課題

- ・「活動評価制度」（自己評価）の導入など、まちづくり計画と連動したPDCAサイクル※を実践できる交付金の仕組みについて検討する必要があります。
- ・交付金は使途に一定の制限があり、まちづくり協議会の活動の幅を広げていくためには、自主財源の確保が欠かせませんが、収益事業に取り組める体制には至っていません。

## 〈基本施策3〉市民理解と市民参加の促進

### ●成果

- ・「しもまちアプリ」を活用した情報発信をはじめ、インスタグラムやフェイスブックなどのSNSを活用するまちづくり協議会も増え、情報発信の幅は確実に広がっています。
- ・市政記者クラブ※を通じて、まちづくり協議会の活動を効果的に報道機関へ周知しています。

### ●課題

- ・各種団体同士が連携するための交流の場の仕組みづくりや、まちづくり協議会と市民活動団体等との連絡調整役として、コーディネート機能をもった中間支援組織の確立が必要です。

※PDCAサイクル：業務やプロジェクトの継続的改善を目的とした管理手法。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階から構成される。まず、目標設定と活動計画を策定（Plan）。次に計画に従って実施（Do）。実施結果を評価、検証（Check）し、必要な改善策を講じる（Act）。このサイクルを継続的に繰り返すことで、業務の質や効率を向上させる。

※市政記者クラブ：官公署などで取材にあたる記者相互の啓発と親睦を図るために組織された記者の団体であり、記者発表などの窓口にもなっている。

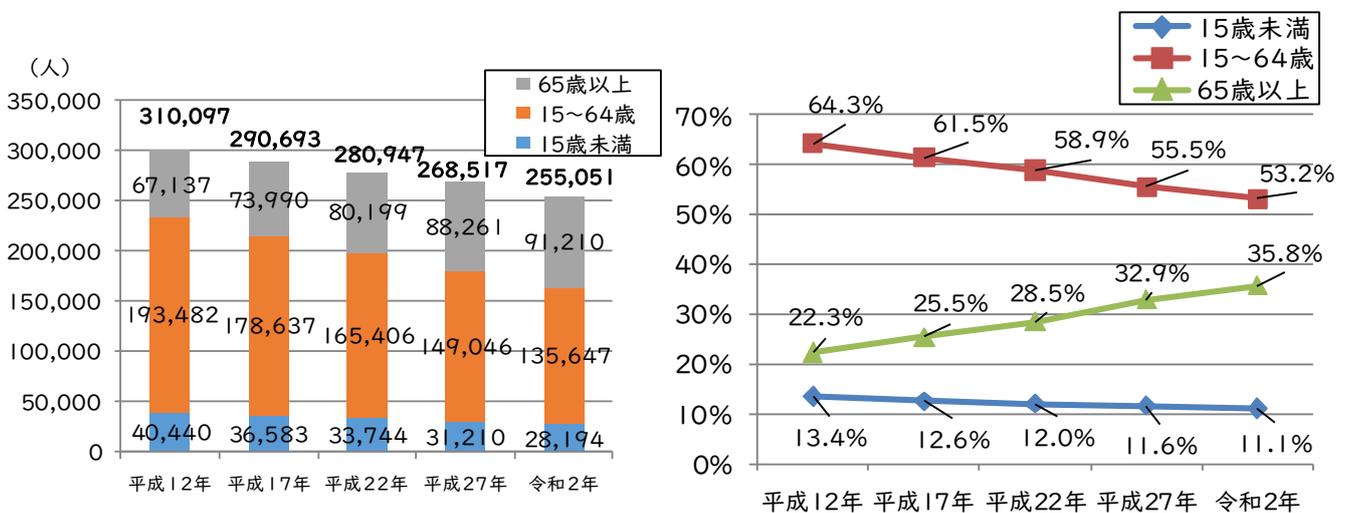
### 第3章 調査から見る現状と課題

#### 1 人口と世帯の状況

(1) 国勢調査によると、本市の人口は減少が続いており、令和2年の人口は255,051人で、前回調査(平成27年)と比べると13,466人の減少となり、減少率5.0%は過去最大となっています。

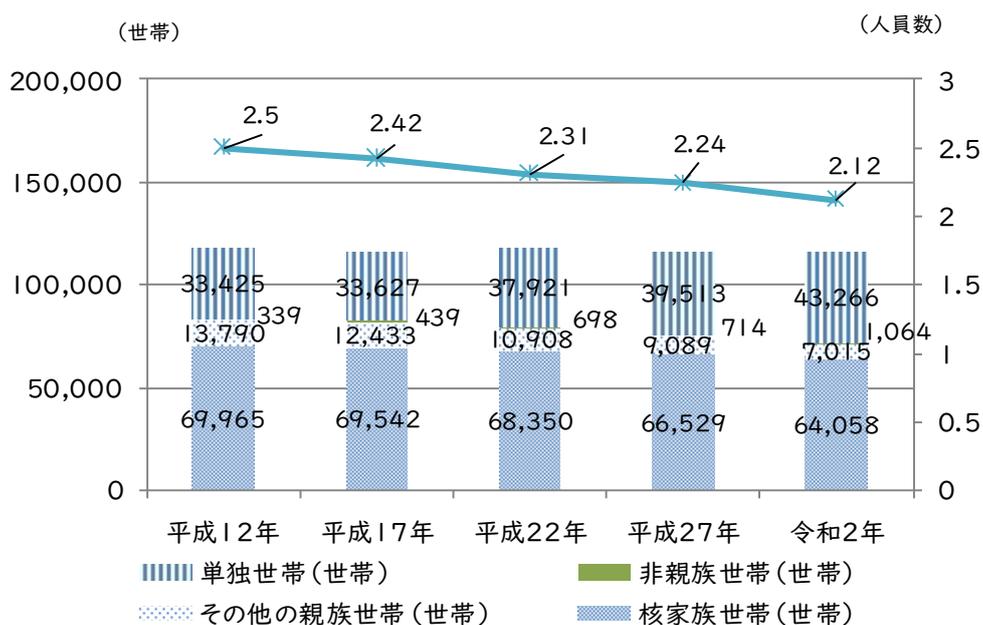
また、年齢別にみると、15歳未満や、15~64歳の割合が減少し、高齢化率は30%を超えており、全国より早い速度で人口減少・少子高齢化が進んでいます。(図5、6参照)

(2) 世帯数は11万5,817世帯で、前回調査と比べると481世帯の減少となり、減少率0.4%となっています。施設等入所者を除く一般世帯における1世帯当たりの人数は2.12人となり、単身世帯の増加や核家族化がさらに進んでいるものと考えられます。(図7参照)



【図5 人口の推移】

【図6 年齢別人口割合の推移】



【図7 世帯の推移】

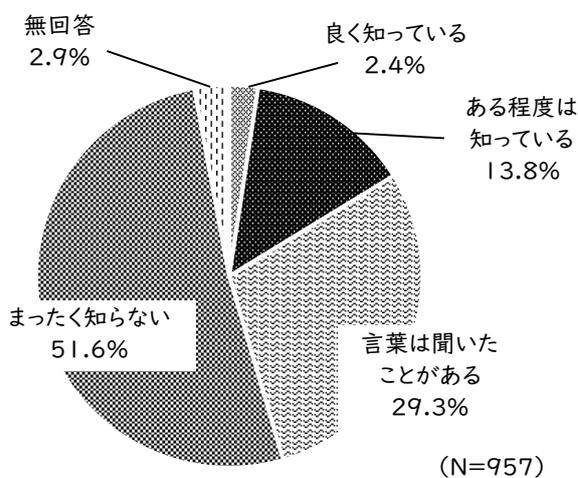
資料: 国勢調査(総務省統計局)

## 2 市民の現状と課題

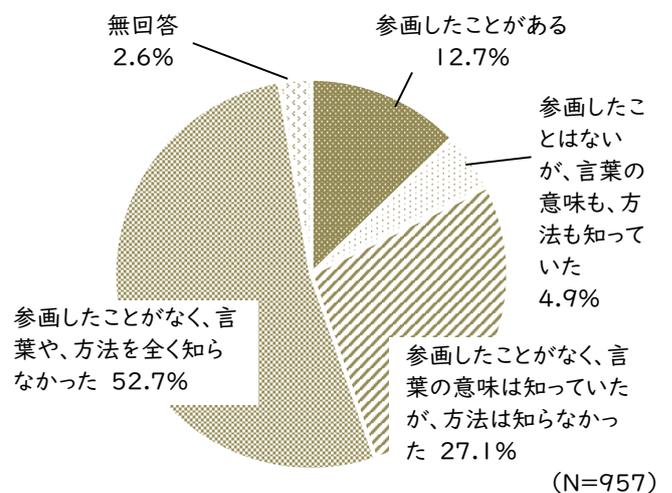
### 現状

#### (1) 市民協働・参画や市民活動の「認知度の低さ」

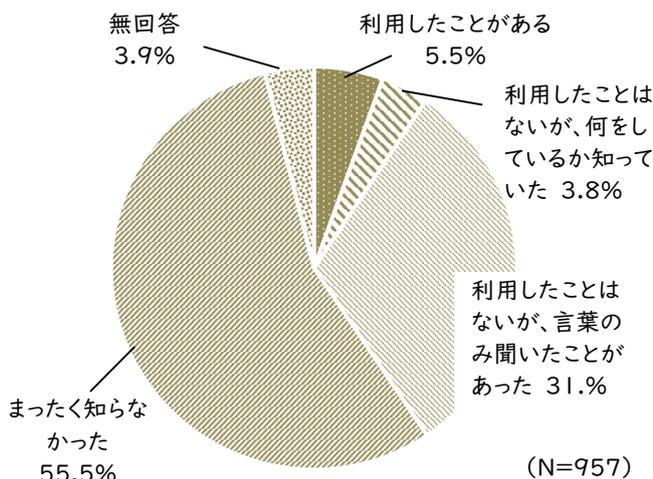
市民意識調査結果では「協働」「参画」「まちづくり協議会」「しものせき市民活動センター」といった用語について、「全く知らない」または「名前だけ知っている」と答えた市民が過半数でした。特に若い世代や現役世代にその傾向が強く、活動の意義や内容が市民全体に十分伝わっていないことが示されています。「身近な存在」でないことが、市民活動や参画のすそ野を狭める要因となる可能性もあります。(図8～11参照)



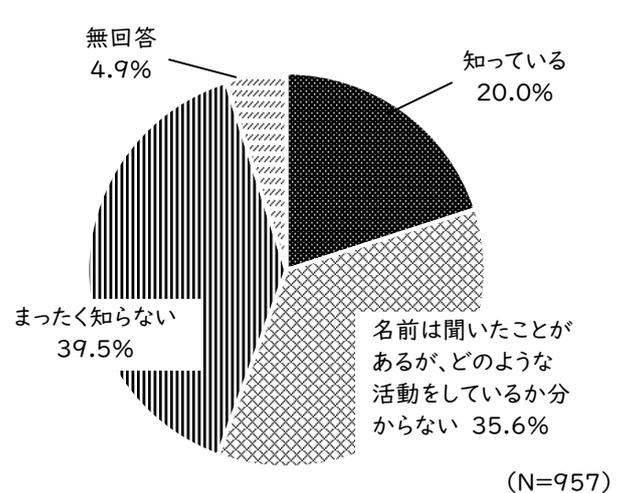
【図8 市民協働参画(パートナーシップ)の認知度】



【図9 「参画」の経験・認知度】



【図10 「しものせき市民活動センター」の利用および認知度】



【図11 「まちづくり協議会」の認知度】

資料：市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

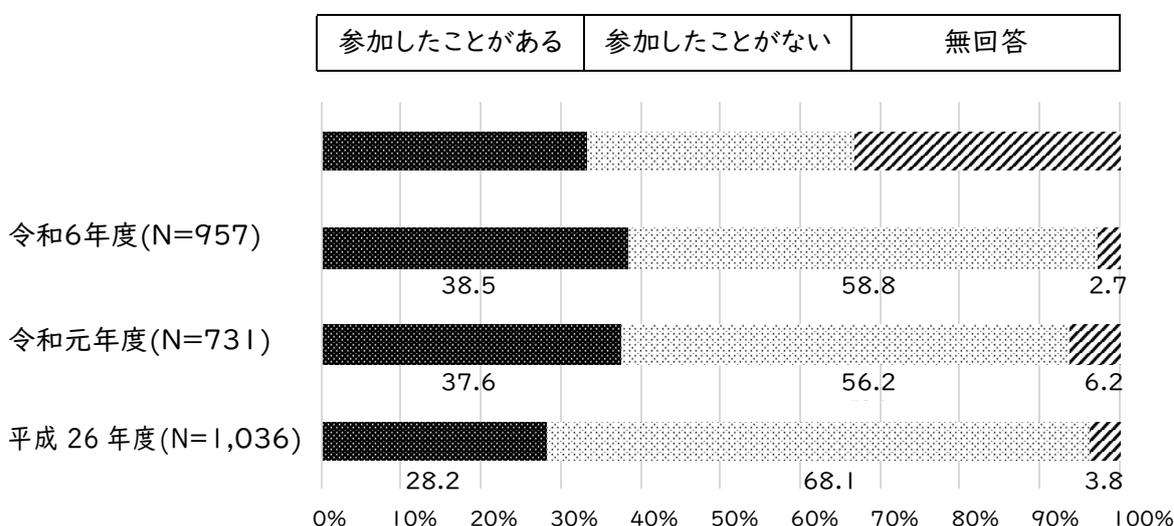
## (2) 参加者の高齢化と“新しい担い手”の不足

市民活動への参加経験者は徐々に増えているものの（平成 26 年度 28.2%⇒令和元年度 37.6%⇒令和 6 年度 38.5%）、参加者は 60 歳以上が中心で、若年層や子育て世代の比率は依然低い状況です。このため、今後の地域活動・自治会の担い手が枯渇する懸念が高まっており、世代交代や多様な層の積極的な参画促進が大きな課題となっています。（図 12 参照）

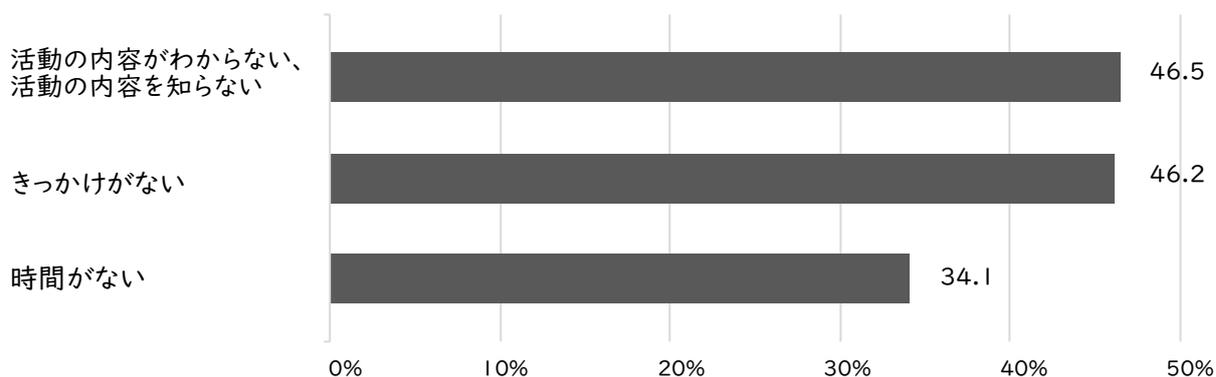
## (3) 「参加のハードル」が高く、「きっかけ」や「情報入手」の不足

活動に参加しない（できない）理由の上位は「活動内容がわからない」「きっかけがない」「時間がない」などであり、市民活動やまちづくり協議会への参加の入口が「閉じてみえる」、もしくは「自分ごとでない」と認識されやすい構造になっています。

（図 13 参照）



【図 12 「市民活動」の経験（経年比較）】



【図 13 「市民活動」に参加しない理由（上位 3 項目）】

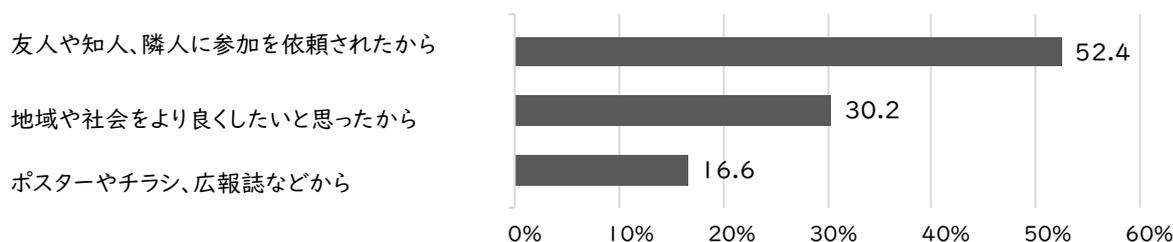
資料：市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査（令和6年度）

#### (4) 活動へのきっかけや動機が“身近なつながり”に依存

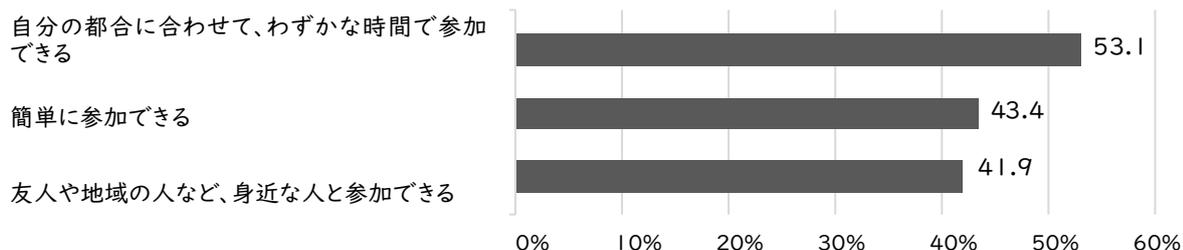
実際に活動へ参加した人の多くは「友人、知人、地域の人の誘い」がきっかけであり、自ら情報を調べて応募する人はごくわずかです。身近なネットワークに頼らざるを得ない仕組みとなっており、これを越えた広がりや誰もが参加しやすい仕組みづくりが不足しています。(図14参照)

#### (5) 市民からの“参加しやすい条件”の多様化

市民からは「短時間で」「気軽に」「身近な人と」「個人として」など参加条件の多様化が求められており、従来型(役職や長期前提)の活動体制では新規層の参入が難しい実態が明らかになっています。(図15参照)



【図14 市民活動に参加したきっかけ(上位3項目)】



【図15 市民活動に参加できる(しやすい)条件(上位3項目)】

資料:市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

### 主要な課題

#### 1 協働・参画・市民活動の意義と身近さの認知拡大

“市民協働参画”の認知度を上げるためには、重要性や身近なメリットを幅広く分かりやすく伝える情報発信が必要です。

#### 2 若年層・現役世代・多様な層の参加促進

高齢層偏在の是正と、多様性のある担い手創出への取組強化が必要です。

#### 3 “参加の入口”の拡大ときっかけづくり

SNS やウェブ、チラシ等による分かりやすい情報整理や新たに参加しやすい仕掛けづくり、環境づくりが望まれます。

#### 4 柔軟な参加スタイルへの対応

単発的な参加や家族・個人など多様な参画形態、学びながらの参画など柔軟な仕組みの導入が望まれます。

#### 5 参加後の定着支援と学び・交流機会の提供

継続しやすい環境や学び・交流の工夫、やりがいの見える化による定着促進が重要です。

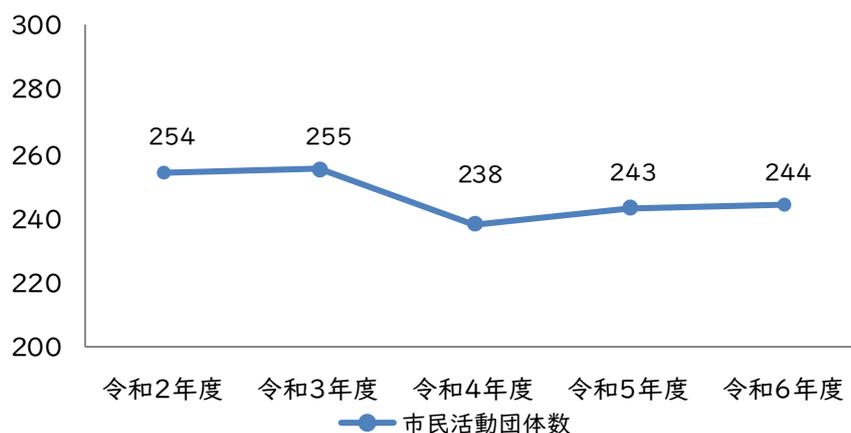
### 3 市民活動団体の現状と課題

#### 現状

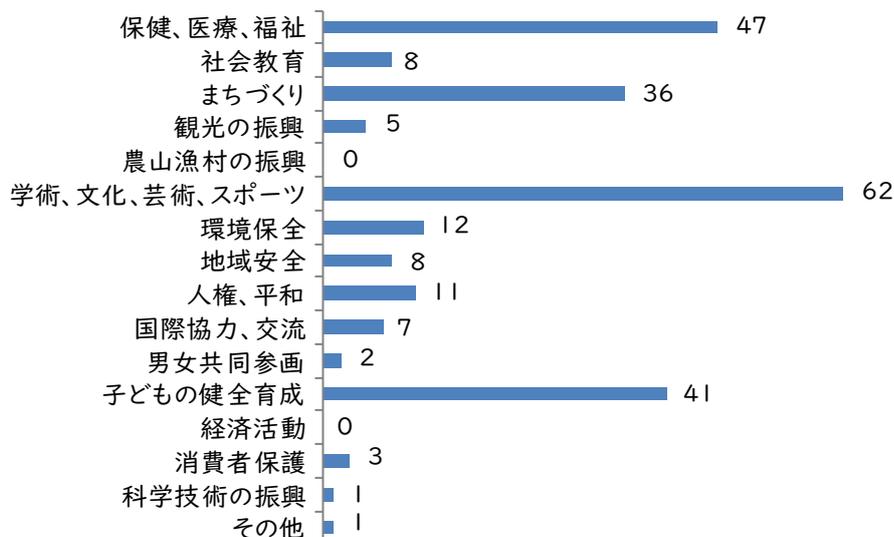
##### (1) 登録団体数の推移

市民活動センターに登録している市民活動団体は、指定管理者制度を導入した令和元年以降増加していたものの、コロナの影響により活動を自粛し、活動実績のない団体として登録抹消となる団体も増え、登録団体数が減少しました。また、コロナが落ち着きを見せた令和5年度以降においても、団体内での高齢化等の事情により活動の再開に至らず、登録団体数は回復しきれていない状況です。(図16参照)

登録団体の活動する分野は、「学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動」(62団体)が最も多く、次いで「保健、医療または福祉の増進を図る活動」(47団体)、「子どもの健全育成を図る活動」(41団体)、「まちづくりの推進を図る活動」(36団体)の割合が大きくなっています。(図17参照)



【図16 市民活動団体数】



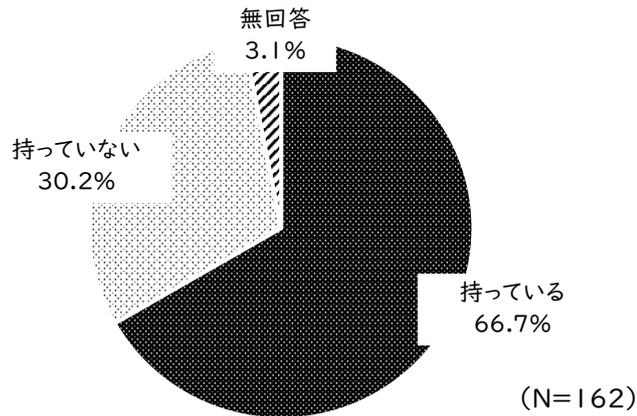
【図17 市民活動団体の活動分野】

**(2) 担い手の高齢化と小規模性**

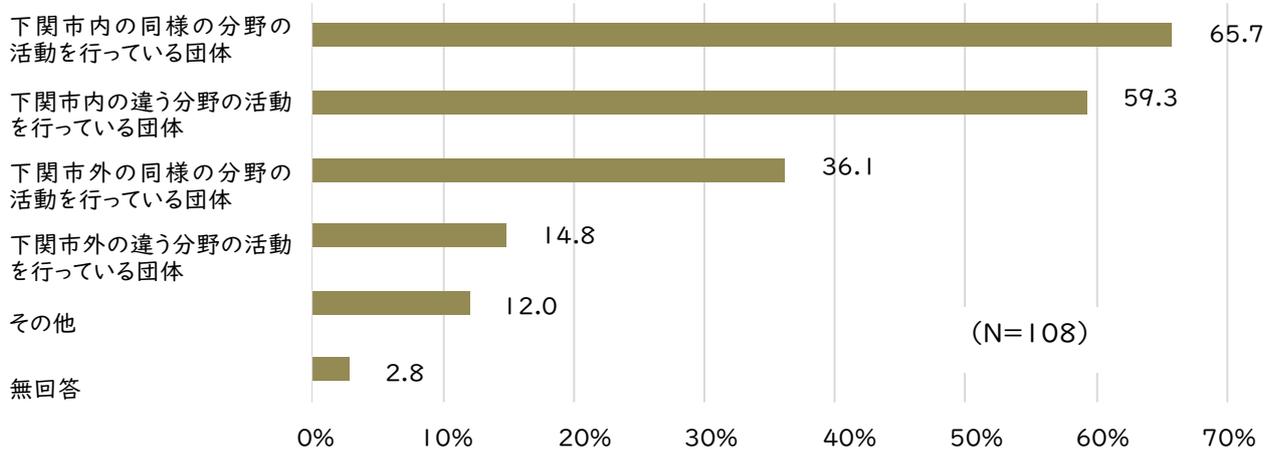
下関市の市民活動団体の多くは会員数が「0～50人」(72.8%)と小規模であり、主な年齢層も「70～79歳」(32.1%)、「60～69歳」(22.2%)と高齢世代が全体の約6割を占めています。このため、活動がベテラン世代に依存し、新たな担い手の獲得が今後の大きな課題となっています。

**(3) 活動分野の多様化とネットワークの広がり**

活動分野は「子どもの健全育成」や「学術、文化、スポーツ振興」を中心に、幅広い分野で多様な活動が展開されています。そのような中、「他の団体とつながりがある」団体が66.7%に上り、分野を問わずネットワーク化が進みつつあります。(図18、19参照)



【図18 他の市民活動団体とのつながり】

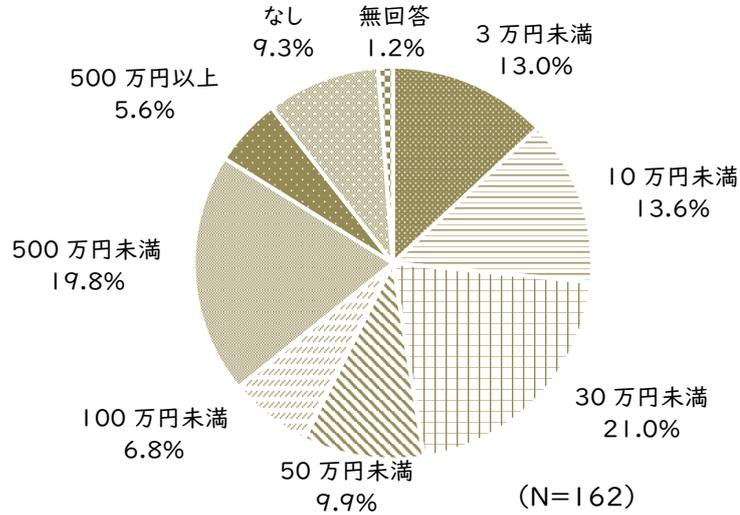


【図19 連携している市民活動団体】

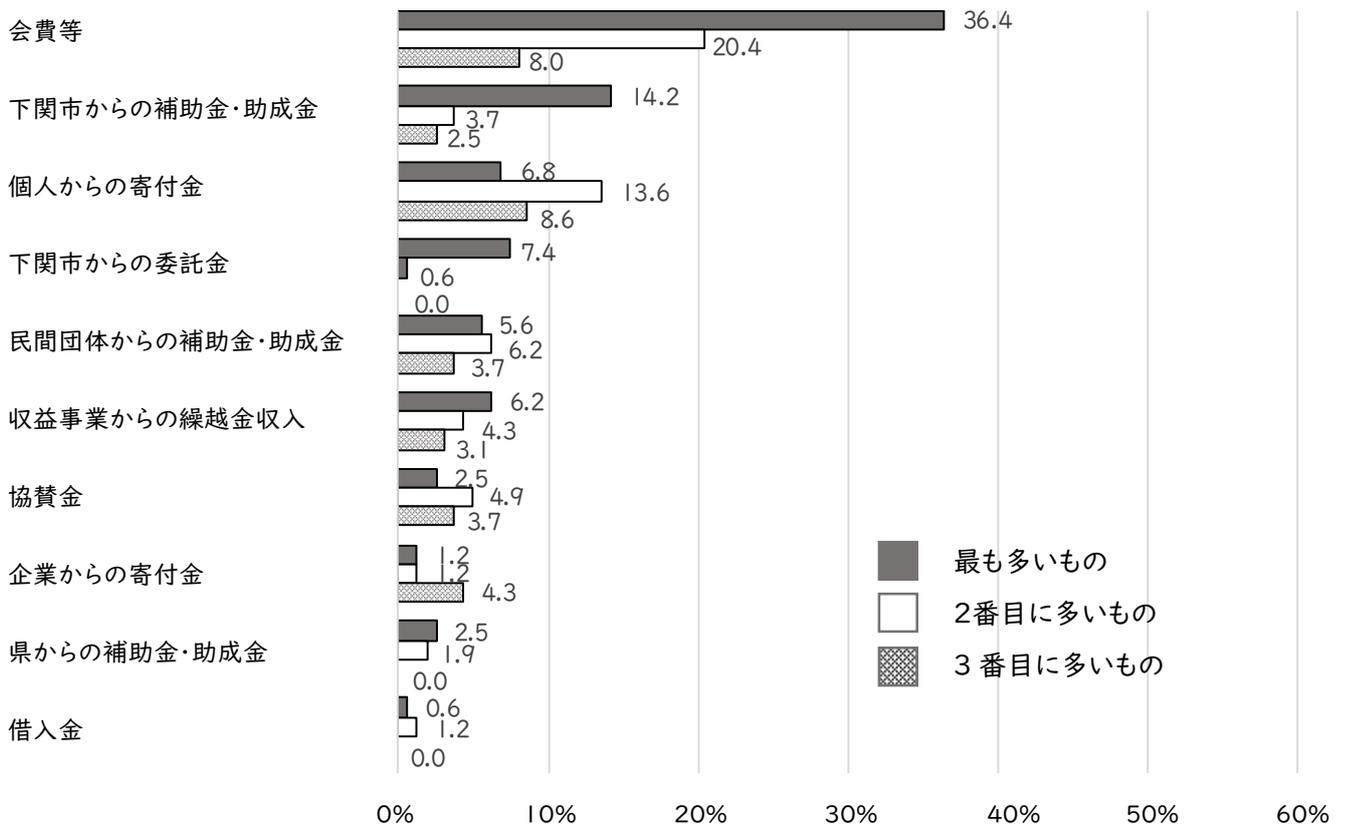
資料:市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

#### (4) 運営資金の構造

団体の主な活動資金は「会費等」(36.4%)や「下関市からの補助金・助成金」(14.2%)が中心で、年間30万円未満の団体が21.0%と小規模予算の団体が多く、自主財源確保や安定的な経済基盤づくりは決して十分とは言えません。(図20、21参照)



【図20 活動資金】

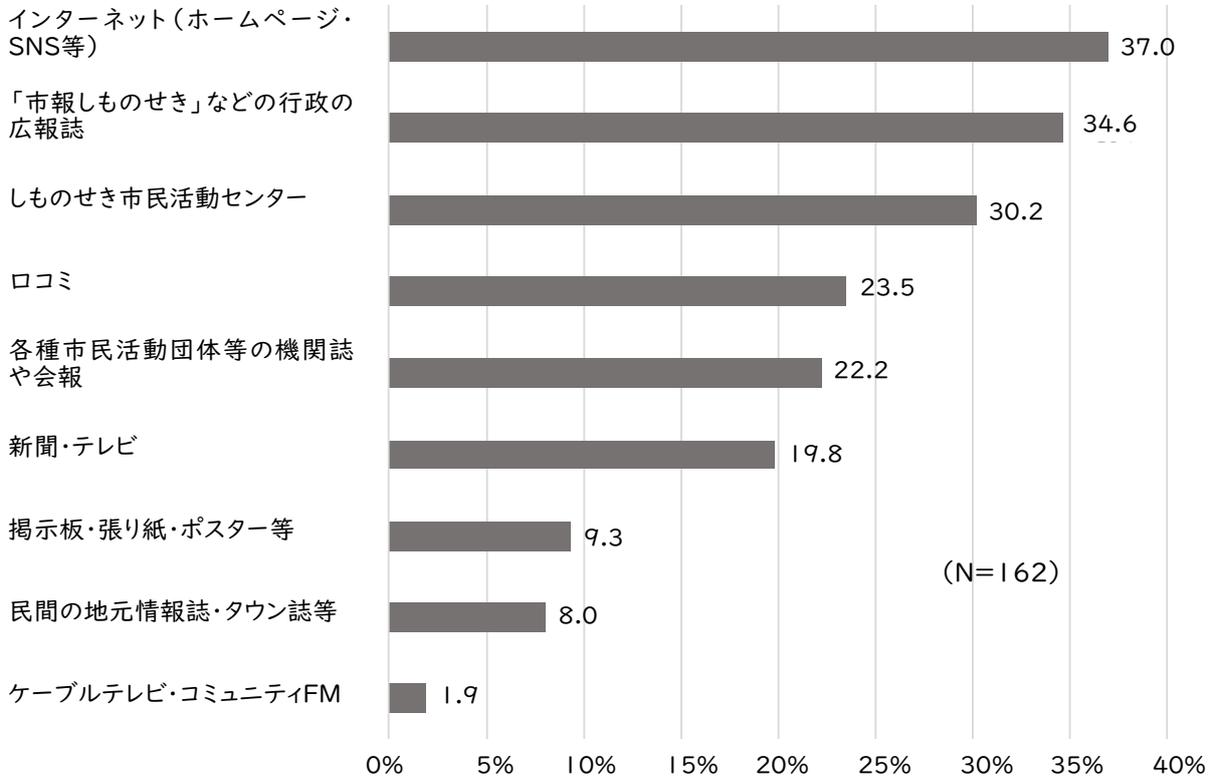


【図21 活動資金の収入の割合(上位10項目)】

資料:市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

### (5) 情報発信・入手の方法が世代間で混在

情報入手は「インターネット(ホームページ・SNS等)」(37.0%)が最多ですが、行政広報誌(34.6%)、ロコミ(23.5%)なども多く、従来型メディアと新しい媒体を併用しているのが特徴です。(図 22 参照)



【図 22 情報の入手の方法】

資料: 市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

#### 主要な課題

##### 1 会員やリーダーの不足と担い手の高齢化

「会員確保」や「次期リーダーの育成」と人材面での悩みが突出しており、特に若い世代や新規層の参加促進が求められています。

##### 2 経済的負担と資金調達の難しさ

会場費や広報費等の経済的負担に悩む団体が多く、助成金申請の煩雑さも指摘されています。助成金等の金銭的支援を必要とする声も多く、資金基盤の脆弱さが課題です。

##### 3 情報発信力の弱さ

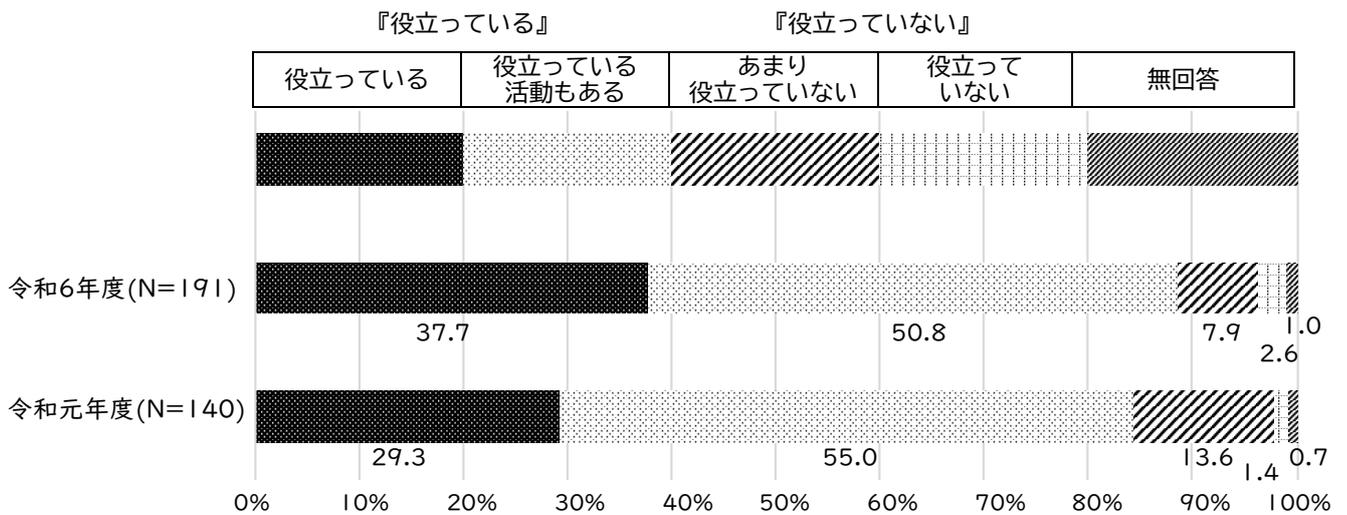
広報や新規参加者募集の方法に課題を感じている団体が多く、若者層に届く発信手法を充実させる必要があります。

## 4 まちづくり協議会の現状と課題

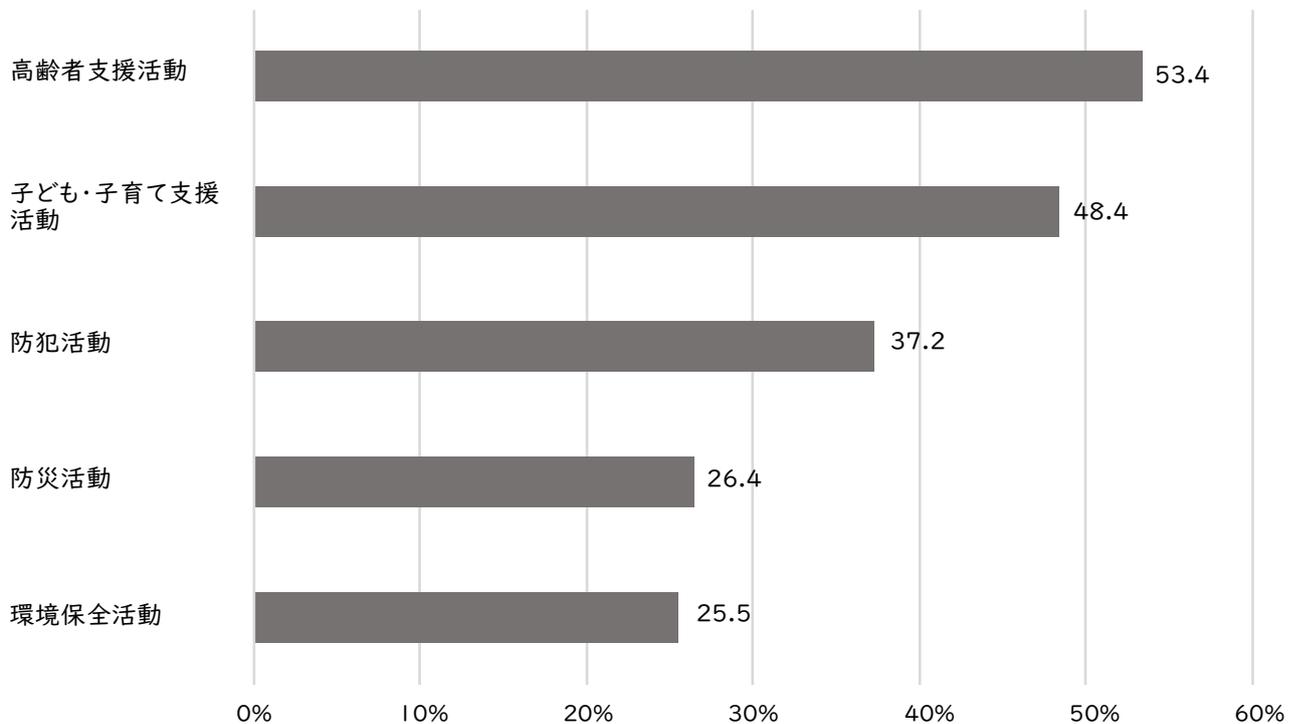
### 現状

#### (1) 活動は地域課題や地域ニーズにそった内容で展開

まちづくり協議会を知っていると回答した人20%（19ページ図11参照）のうち、まちづくり協議会の活動が「地域に役立っている」と感じる市民は、「役立っている」が37.7%、「役立っている活動もある」が50.8%に達し、合わせて9割近くが一定の効果を受けています。また、市民が望む地域の取組分野としては「高齢者支援活動」（53.4%）、「子ども・子育て支援活動」（48.4%）が上位となっています。（図23、24参照）



【図23 「まちづくり協議会」の活動の有効性（経年比較）】

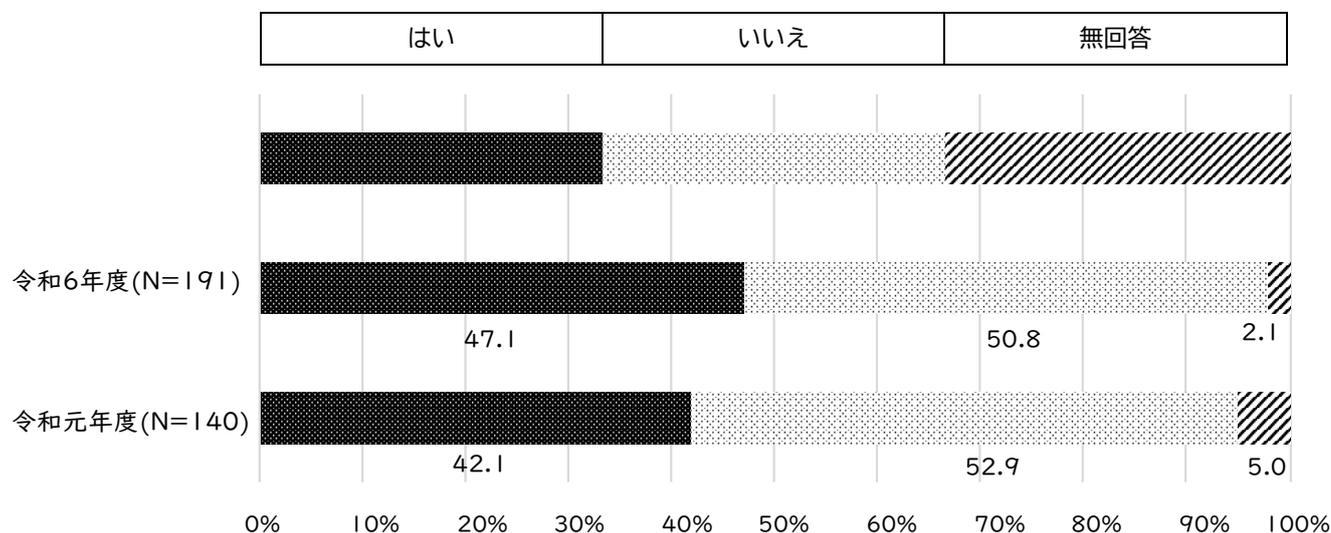


【図24 望まれる地域における取組（上位5項目）】

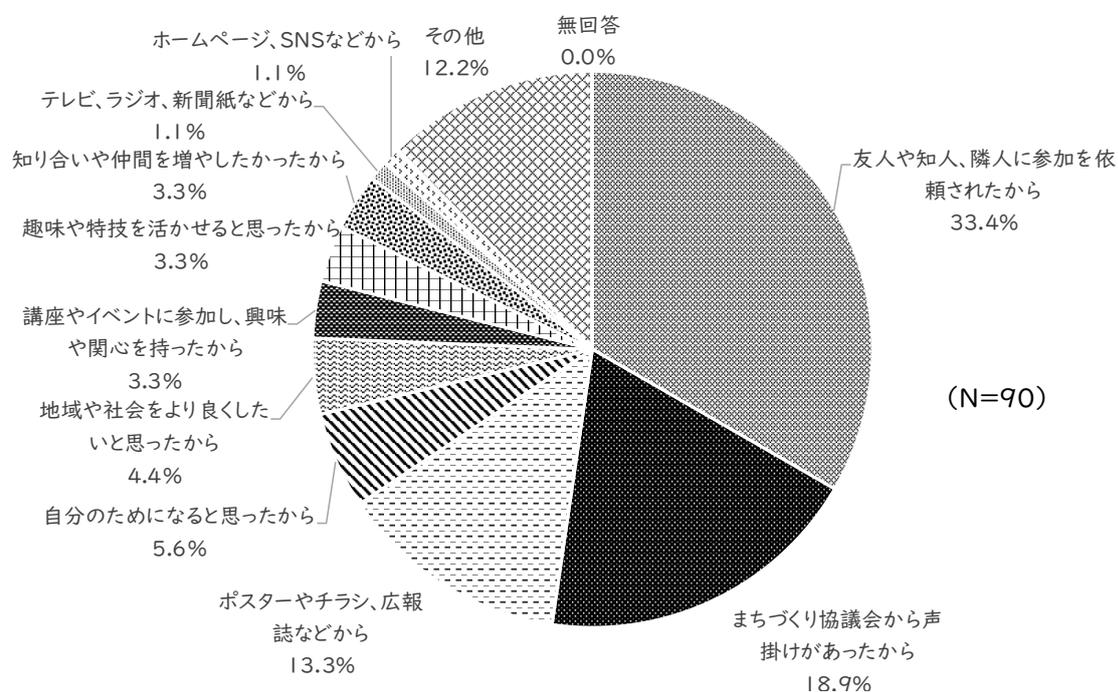
資料：市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査（令和6年度）

## (2) 参加のきっかけは限定的だが、参加経験は増加傾向

参加者のうち「友人や知人、隣人に依頼されたから」33.4%や「まちづくり協議会からの声掛け」18.9%など、きっかけは人的ネットワークに依存しています。（図 25、26参照）



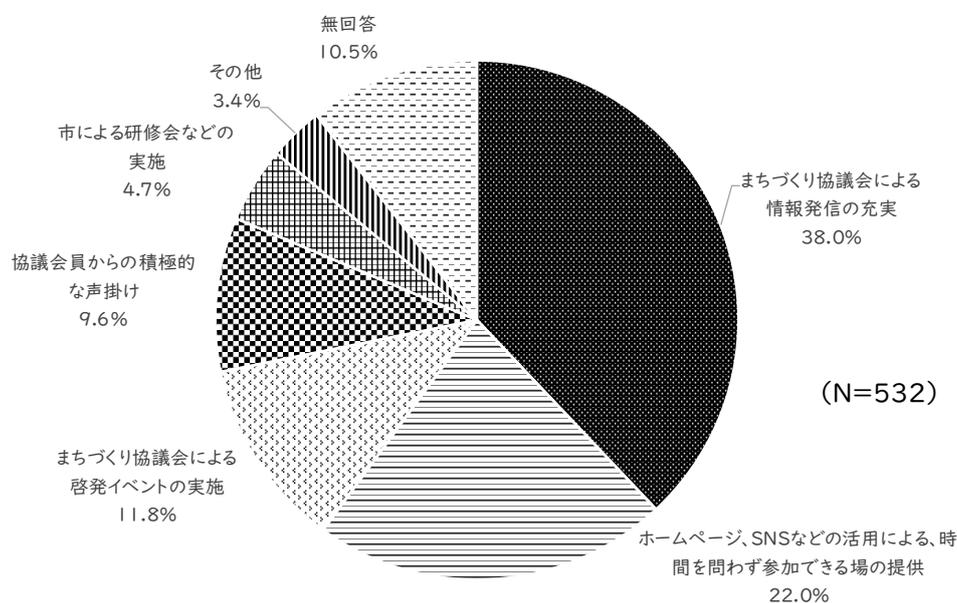
【図 25 活動への参加経験(経年比較)】



【図 26 活動に参加したきっかけ】

### (3) 市民からの期待は“情報発信”“交流”などへ拡大

「活動に参加しやすくする方策」としては「まちづくり協議会による情報発信の充実」が38.0%、「ホームページ、SNSなどの活用による、時間を問わず参加できる場の提供」が22.0%と、既存参加者以外にも届く柔軟な発信・参加促進が望まれています。(図27参照)



【図27 活動に参加しやすくする方策】

資料：市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査（令和6年度）

#### 主要な課題

##### 1 市民全体への認知と情報発信の強化が必要

まちづくり協議会の認知度は向上しつつあるものの、「まったく知らない」市民が依然4割弱に及び、活動内容や意義が十分浸透していません。また、参加しない理由として「活動内容が分からない」「情報が得られない」ことが挙げられており、未参加層・若年層へのアプローチやSNSや広報誌、地域イベントなどを活用したわかりやすい情報発信の強化が求められています。

##### 2 参加層の拡大と“つながり依存”からの脱却

活動参加者の多くは「友人・知人の誘い」や「協議会からの声かけ」によるもので、参加のきっかけの半数以上が人的ネットワークに依存しています。一方で、「知り合いがいないと参加に抵抗がある」という声もあり、誰でも参加しやすい開かれた仕組みづくりが課題です。特に、若年層や新規住民を含む多様な世代の参画促進が求められています。

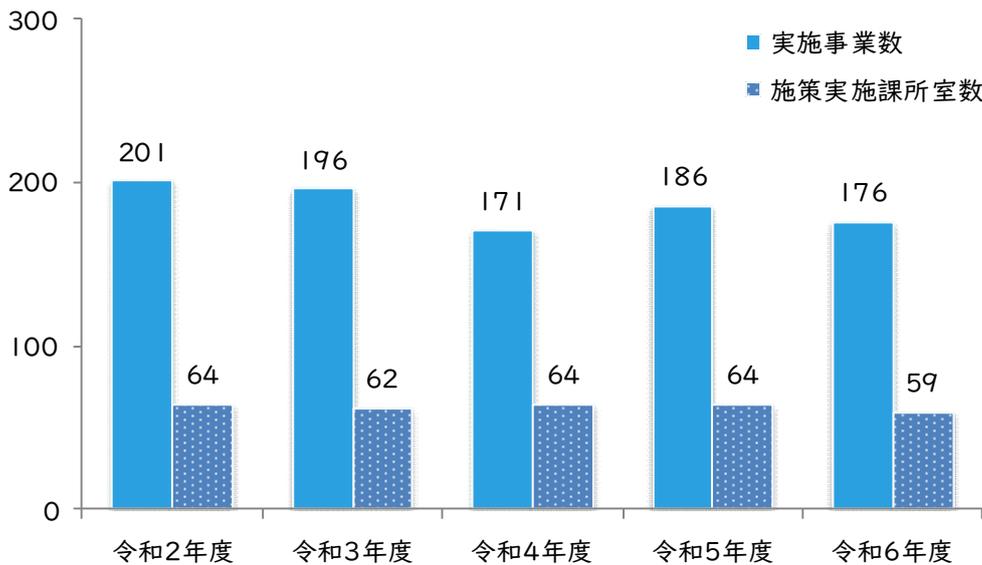
## 5 行政の現状と課題

### 現状【施策状況】

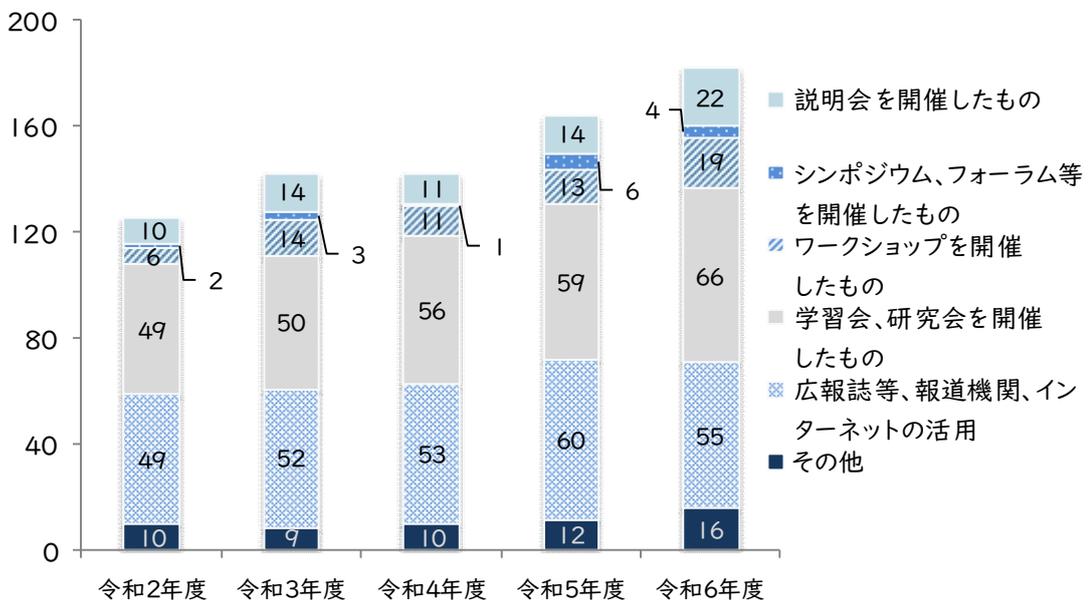
(1) 本市における市民協働参画に係る実施事業数及び施策実施課所室数は減少傾向にあります。

(図 28 参照)

(2) 情報の提供と共有を行った施策実施状況については、「学習会・研究会を開催」「広報誌等・報道機関・インターネットの活用」によるものが多く挙げられています。(図 29 参照)



【図 28 市民協働参画関連施策の実施状況】



【図 29 情報提供と共有を行った施策実施状況】

資料：令和6年度市民と行政・市民と市民の協働の取組（パートナーシップ）年次報告

(3) 市民活動を促進するための環境整備として実施された施策について、「助成制度の実施」が最も多く、次いで「活動の場の提供」が挙げられています。(表4参照)

(4) 市民活動団体との協働した施策は、コロナ禍における活動自粛期間に減少し、その後回復の兆しはあったものの減少傾向で推移しています。(表5参照)

※表4、5について、令和2、3、4、5年度の施策数は実施した施策数と併せて括弧書きで新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した施策数を掲載しています。実施施策数に中止した施策数は含みません。

【表4 市民活動促進のために実施した施策】

項目	令和2年度 実施施策数(中止)		令和3年度 実施施策数(中止)		令和4年度 実施施策数(中止)		令和5年度	令和6年度
情報の収集及び提供	10	(1)	9		12		11	10
活動の場の提供	22		22		19		21	21
ネットワーク化の促進	6	(1)	6	(2)	8		7	7
助成制度の実施	42	(9)	46	(7)	50	(3)	47	50
その他	4	(1)	5		5		5	5
合計	84	(12)	88	(9)	94	(3)	91	93

【表5 市民活動団体と協働を行った施策】

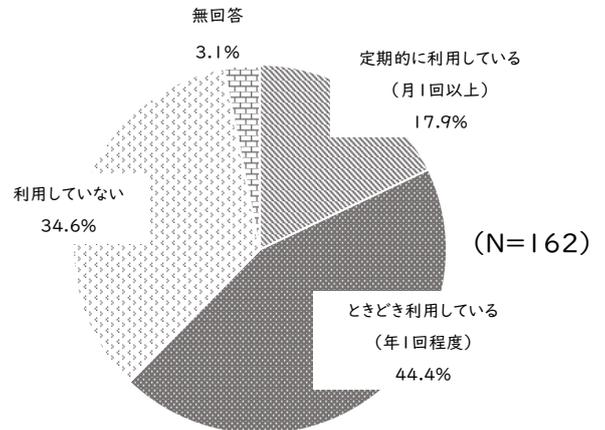
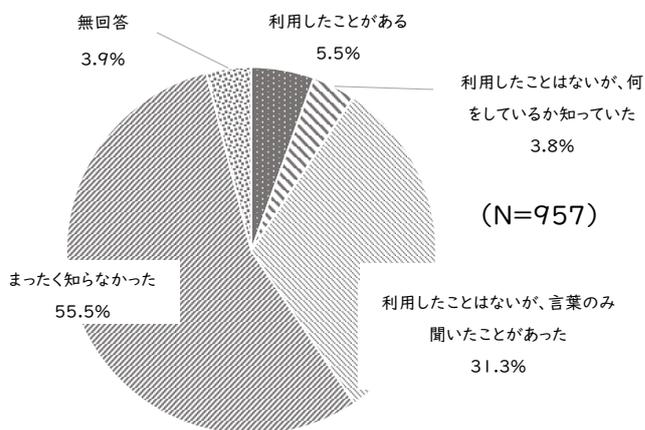
項目	令和2年度 実施施策数(中止)		令和3年度 実施施策数(中止)		令和4年度 実施施策数(中止)		令和5年度 実施施策数(中止)		令和6年度
市民活動団体へ指定管理や委託を行った施策 (契約を締結するもの)	31	(6)	28	(5)	33	(3)	38		40
市民活動団体等と協力して行った施策 (共催、事業協力)	27	(9)	28	(5)	35	(1)	31	(1)	26
合計	58	(15)	56	(10)	68	(4)	69	(1)	66

資料:令和6年度市民と行政・市民と市民の協働の取組(パートナーシップ)年次報告

## 現状【しものせき市民活動センター】

### (1) 市民や団体への認知度が限定的

市民調査では「しものせき市民活動センターをまったく知らなかった」が55.5%と半数を超えており、利用経験がある市民はわずか5.5%でした。団体調査でも「利用していない」と回答した団体が34.6%で、コロナ禍でセンターの利用制限があった影響もあり、センター利用者は全体の一部にとどまっています。(図30、31参照)

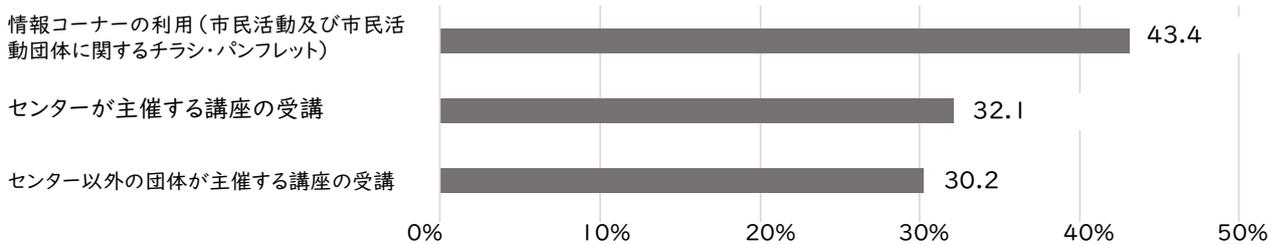


【図30】しものせき市民活動センターの利用及び認知度(市民)

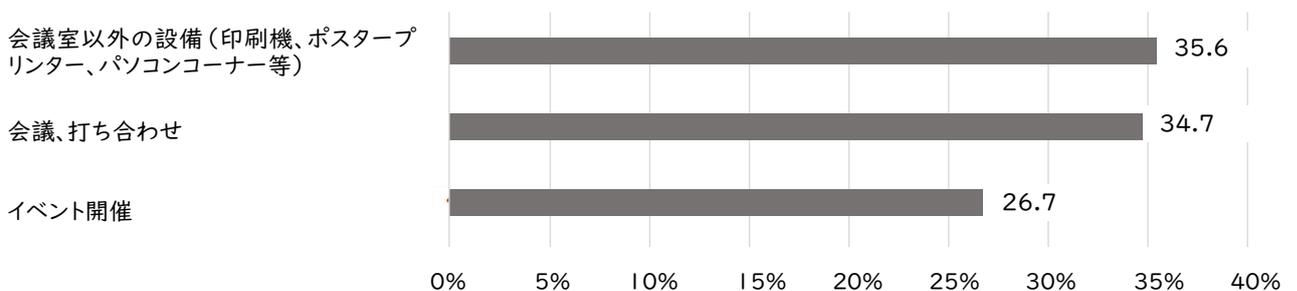
【図31】しものせき市民活動センターの利用状況(団体)

### (2) 利用内容は「情報入手・印刷・講座等」が中心／拠点として一定機能

利用者の目的としては「情報コーナーの利用(43.4%)」「センター主催講座の受講(32.1%)」「印刷機等の設備利用(35.6%/団体)」など情報収集や実務的な利用が多い一方で、交流や相談といったソフト面の活用は限定的です。(図32、33参照)また、団体活動の拠点としては一部地域では定期的に利用されていますが、全体には“ときどき利用(年1回程度)”が多い傾向にあります。(図31参照)



【図32】しものせき市民活動センターの利用目的(市民)(上位3項目)

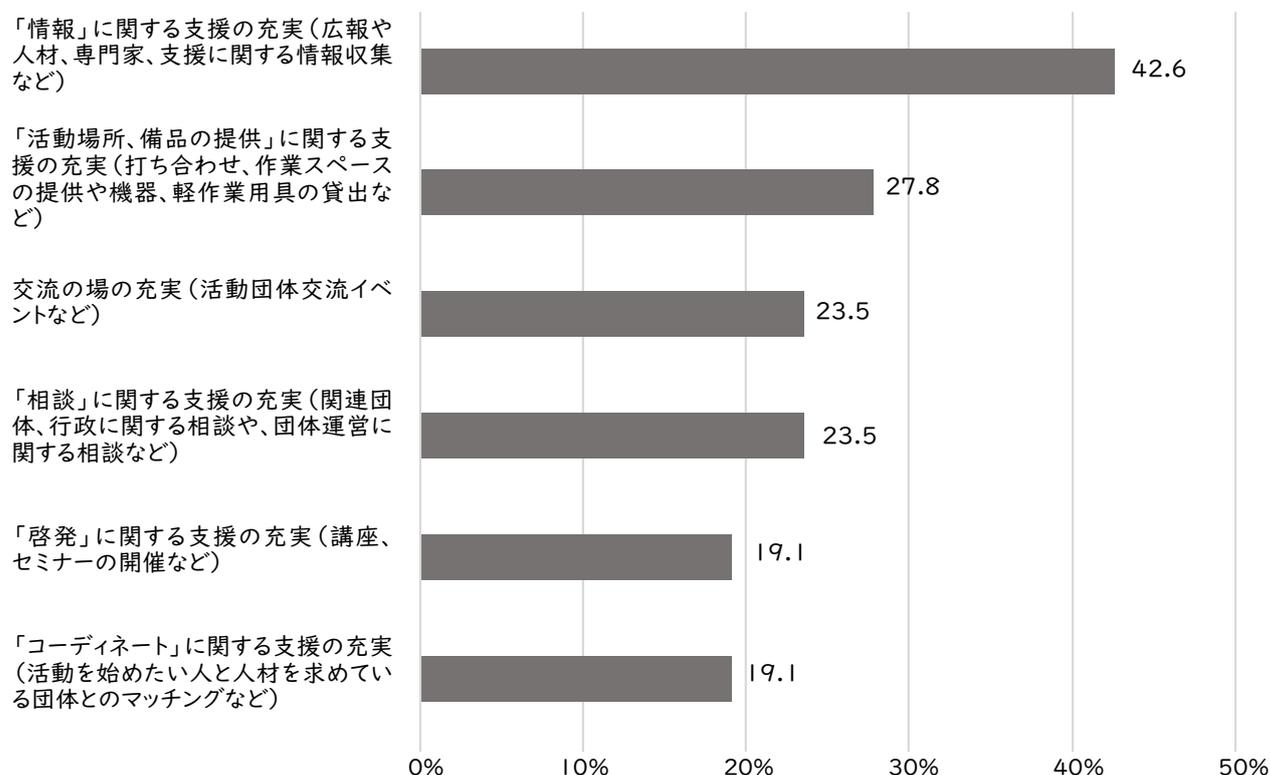


【図33】しものせき市民活動センターの利用目的(団体)(上位3項目)

資料:市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

### (3) センターの学習・交流機会、支援機能への満足度は一定水準

団体からは「学習の機会も交流の場も充実している」との評価が比較的高く、「情報」に関する支援の充実のほか、「活動場所や備品提供」「情報提供」「交流イベント」などへの期待も高まっています。利用団体には“使いやすくなっている”“相談しやすい”等肯定的な意見も散見されました。(図34参照)



【図 34 今後しものせき市民活動センターへ期待すること(上位6項目)】

資料:市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

#### 主要な課題

##### 1 市民全体への認知と情報発信の強化が必要

行政は情報発信や協働支援、地域参加の制度整備・運用では一定の役割を果たしつつも、今後は“市民や団体の目線”での発信と参加促進、成果の可視化などが不可欠です。

##### 2 しものせき市民活動センターの機能強化

しものせき市民活動センターは、情報収集や設備の提供など実務を行う基盤としての役割を果たしていますが、認知度が足りていない状況です。今後は、認知度の向上とともに、市民活動の交流拡大のため、多様な主体をつなぐ中間支援機能の強化が求められます。

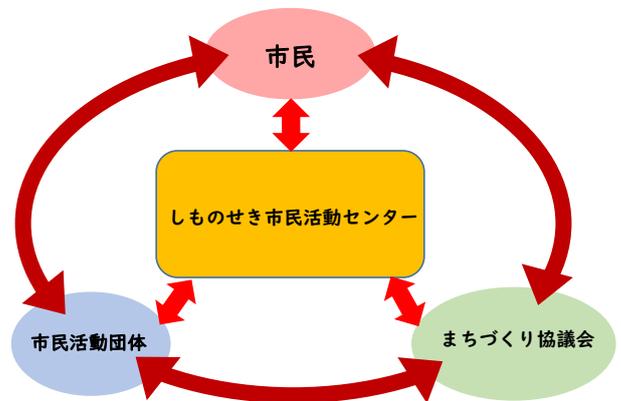
## 第4章 計画の基本方針と施策

本市における市民協働を取り巻く現状や課題、「第3次下関市総合計画」の基本構想において定める「暮らしやすい、住みよいまち」の実現に向けて、市政の主人公である市民の視点を重視し、『つながる手 広がる未来 夢かなう下関』というスローガンを掲げ、市民協働参画及び市民活動の促進に取り組みます。

なお、この章において「市民活動団体」は、まちづくり協議会を含まず、区別して使用します。

### スローガン つながる手 広がる未来 夢かなう下関

「市民と市民活動団体やまちづくり協議会」、「市民活動団体とまちづくり協議会」など、しものせき市民活動センターをハブとして、それぞれがつながり、ネットワークが広がることにより地域課題の解決に結びつき、明るい未来が広がり夢がかなう住みよい下関となることを目指します。



スローガンの実現に向けて、4つの基本方針を定め、施策の展開方向に沿った施策を設定します。施策ごとの事業については、市民、市民活動団体、まちづくり協議会、行政、しものせき市民活動センターで区分し、それぞれの役割を明確にします。

また、各施策の実施にあたっては、目標や目的を意識し、より効果的なものとなるように検討します。

基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

基本方針2 市民活動を発展させる環境づくり

基本方針3 中間支援機能の充実  
～しものせき市民活動センターの機能拡大～

基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進  
～地域における協働の推進～

## 基本方針Ⅰ 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

### 【施策の展開方向】

#### ○市民活動を促進する情報の収集及び提供

- 行政としものせき市民活動センターが連携し、幅広く市民の皆さんに市民活動について知っていただくための取組を進めます。
- 市民協働が施策に与える影響やその結果などを分かりやすい形で情報発信することで、市民協働への理解を深め、意識を高めます。

### 【具体的な施策】

#### (1) 情報収集と提供

##### 多様な広報媒体を活用した幅広い世代に向けた情報の発信

- ・ より多くの市民が幅広く市民活動に参加できるためには、適切に情報を伝えることが必要です。年代やライフスタイルによって情報収集の媒体が異なるため、「市報しものせき」、市ホームページ、市公式アプリ、SNS、しものせき市民活動センター発行の「ふくふくサポートだより」、コミュニティFMなど、多様な媒体で情報発信を行います。
- ・ 市民活動団体やまちづくり協議会においても、SNS等新たな情報発信手段の積極的な活用を推奨します。

##### 市民参画のための情報の提供と共有

- ・ 市民活動や市政に関する情報は、説明会やシンポジウム、学習会などの開催、広報誌、インターネット等を通じて提供し、市民・市民活動団体・まちづくり協議会・行政・しものせき市民活動センターで共有します。
- ・ 市民が求めている市民活動の情報を把握し、活動内容や活動への参加方法など、分野ごとに内容を広く発信・提供します。

##### 市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有

- ・ やまぐち県民活動支援センターや他市の市民活動支援センター、下関市社会福祉協議会(福祉ボランティア)等からの情報を収集し、共有します。

##### 市民活動に関するニーズの把握

- ・ 市民活動や市民協働参画に関する市民や市民活動団体の意識やニーズを把握するための調査を行い、その結果を公表します。

## (2) 市民協働に係る啓発

### 市民協働への理解促進

- ・ 市民参画に関する情報や実施する施策、その結果を分かりやすく公表し、市民参画の効果の理解を促します。
- ・ 市民活動団体の活動事例や成果を広く公開し、理解を深めます。

### 出前講座、セミナー等の学習機会の提供

- ・ 市民活動への理解やきっかけづくりとなる出前講座やセミナー、研究会といった学習機会を提供し、新規参入を促進します。

### 若者、就労者等の協働への理解促進

- ・ 教育機関や事業者に対して情報提供を行い、若い世代の市民協働参画に関する意識の向上を図ります。

## (3) 行政内の市民協働に対する意識向上

### 全庁的な職員研修の実施

- ・ さまざまな職種・職階の職員を対象に、市民協働の基本理念や先進事例、協働の意義や実践的な進め方に関する研修を実施します。これにより、市民との協働を自らの業務として捉え、部門を越えて市民活動と連携・協力できる人材の育成を図ります。

### 市民協働に関する内部広報の強化

- ・ しものせき市民活動センターで実施するイベントや講座、まちづくり協議会のイベントなど、市民活動の取組の情報を庁舎内イントラネット(庁内掲示板等)で周知します。これにより、日常業務の中で職員が市民協働に対する意識を高める啓発活動を進めます。

【基本方針I 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進における役割区分】

事業	市民	まちづくり協議会 市民活動団体	市民活動センター 行政
多様な広報媒体を活用した幅広い世代に向けた情報の発信	○	○	○
市民参画のための情報の提供と共有	○	○	○
市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有		○	○
市民活動に関するニーズの把握	○	○	○
市民協働への理解促進	○	○	○
出前講座、セミナー等の学習機会の提供	○	○	○
若者、就労者等の協働への理解促進	○	○	○
全庁的な職員研修の実施			○
市民協働に関する内部広報の強化			○

【基本方針I 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進における成果指標】

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
市民活動の経験	参加したことがある 39.5%	参加したことがある 45.0%
市政参画の経験	参画したことがある 12.7%	参画したことがある 15.0%

資料：市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査

## 基本方針2 市民活動を発展させる環境づくり

### 【施策の展開方向】

#### ○市民活動の場の提供

→多くの市民が幅広い市民活動に参加できる機会や、市民の抱える様々な課題に対応する市民活動団体と出会える仕組みづくり等について検討を行います。

#### ○市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

→市民活動団体のニーズに合致した、活動しやすい環境づくりを進めるために、既存の助成制度の見直しや新たな助成制度について検討を行います。

### 【具体的な施策】

#### (1) 参加・交流機会の創出

##### 市民活動情報を活用した交流機会の創出

- ・ 市民・市民活動団体・行政・他の市民活動支援機関等から寄せられた情報を活用し、交流の機会を創出します。

##### 多様な参加機会の創出

- ・ 直接市民活動に参加することが難しい市民でも、SNSによる意見提供やリモートでの説明会、シンポジウムの開催、寄付等によって間接的に参加できる機会について検討します。

##### 様々な機関との連携による活動支援

- ・ 教育機関、医療・福祉機関、民間企業等、様々な機関への情報提供や定期的に情報交換を行い、市民活動や市民参画に関する学習機会を提供することで、参加の促進を支援します。

## (2) 活動を発展させる支援

### 市民活動団体の現状把握

- ・ しものせき市民活動センターの登録データや内閣府が公表しているNPO法人情報等を活用し、個々の団体の組織体制や活動状況、抱える課題等を把握し、よりよい活動の展開や課題解決のヒントとなる研修やイベント、意見交換会の実施について検討します。
- ・ 団体の運営や活動について、情報を公開し、団体運営の透明性の確保に努めます。

### マネジメント・リーダー能力養成支援の充実

- ・ 市民活動を持続的に推進するための次期リーダー育成研修や交流の場を提供します。

### 相談体制の充実

- ・ 新規団体の設立や運営に関する課題への対応として、相談体制を充実します。
- ・ リスクマネジメント(危機管理、情報管理、安全管理等)に関する相談支援を実施し、安心・安全な市民活動の推進を図ります。

### 市民活動保険の実施

- ・ 市民が安心して市民活動に参加できるように市民活動保険を引き続き実施し、その適用範囲等を実態に即した内容に随時見直しをするとともに、制度の広報を進めます。

### 市民活動助成制度の活用

- ・ 市民活動団体の財政的支援ニーズを把握し、市の助成制度の見直しや情報提供を行います。各種助成金情報を集約し、各団体自らが適した制度を活用できるよう支援します。

【基本方針2 市民活動を発展させる環境づくりにおける役割区分】

事業	市民	まちづくり協議会 市民活動団体	市民活動センター 行政
市民活動情報を活用した交流機会の創出	○	○	○
多様な参加機会の創出	○	○	○
様々な機関との連携による活動支援		○	○
市民活動団体の現状把握			○
マネジメント・リーダー能力養成支援の充実		○	○
相談体制の充実		○	○
市民活動保険の実施			○
市民活動助成制度の活用			○

【基本方針2 市民活動を発展させる環境づくりにおける成果指標】

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
市民活動を促進するために実施した施策件数	91件	100件
しものせき市民活動センターでの学習の機会・交流の場への満足度	学習の機会・交流の場 どちらにも満足している 35.8%	学習の機会・交流の場 どちらにも満足している 40.0%

資料：市民と行政・市民と市民の協働の取組（パートナーシップ）年次報告  
市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査

## 基本方針3 中間支援機能の充実 ～ものせき市民活動センターの機能拡大～

### 【施策の展開方向】

- 市民活動団体、まちづくり協議会、ボランティアギルド等、各団体間のネットワーク化の促進  
→市民活動や市民同士が交流できる場を提供することで、市民活動と市民主体のまちづくりの推進を目的とした「ものせき市民活動センター」の中間支援機能を拡大し、それぞれの活動の活性化を目指します。
- まちづくり協議会に対して、活動事例の情報提供や法人化相談を行うなど市民活動センターによる支援を強化します。



中間支援組織は、主体同士をつなぐ役割を果たします。

※ただし、中間支援組織を通さなければ協働できないというものではありません。

※この図で主体とは、市民・市民活動団体・まちづくり協議会・事業者・行政などです。

### 【具体的な施策】

#### (1) 情報共有・意見交換の仕組みづくり

##### 市民や各団体をつなぐ仕組みの発展

- ・ ボランティア情報を集約し、参加希望者と受入団体とをつなぐボランティアギルド制度を更に充実させます。
- ・ 参加意欲のある市民が興味のある分野や活動を見つけて参加できるよう、ものせき市民活動センターを通じて市民活動団体とのつながりをコーディネートします。
- ・ 市民活動団体やまちづくり協議会、市民や行政など多様な主体同士をつなぐ仕組みを構築します。

##### オンライン交流会の促進

- ・ 各団体が気軽に参加できるオンラインによる情報交換や協議プラットフォーム(専用SNSや掲示板、Web会議ツール等)など、地理的・時間的制約を越えて、団体間の交流や相談、情報収集や発信ができる仕組みを検討します。

##### 活動事例・協働プロジェクトの集約、共有ポータル構築

- ・ 市民活動センターのホームページ等において、各団体の活動事例や協働プロジェクトの紹介、今後のイベントや連携希望情報、ボランティア募集情報などを集約・発信するポータルサイトを強化します。また、実績・経験の可視化により相互の学びや新たな連携を促進します。

## (2) 地域コーディネーター機能の構築

### 協働コーディネーターの配置

- ・しものせき市民活動センターに、市民活動団体やまちづくり協議会、市民や行政など多様な主体のつなぎ役となり、連携の呼びかけや協働事業の立ち上げ、課題解決のためのマッチング等を行う協働コーディネーターの配置を目指します。
- ・市民活動センターの次期指定管理業務を見直し、令和9年度から、まちづくり協議会の支援に関する業務の本格導入を目指します。

### 地域コーディネーターの養成・地域人材の育成

- ・現場でコーディネート力を発揮する人材(地域コーディネーター※)を増やすため、実践的な養成研修やOJT※、勉強会を実施します。団体スタッフや一般市民等を対象に、ネットワーク形成やファシリテーション※、課題解決などのスキルを磨き、地域ぐるみでの協働推進力を底上げします。
- ・まちづくり協議会の人材育成のための系統的な研修の実施を目指します。

---

※地域コーディネーター：通常の人材派遣コーディネーターとは異なり、事業だけでなく地域全体を良くするための視点を持ちながら人材と事業者のマッチングやサポートなどの活動を行う仲介役兼伴走支援者のこと。地域に密着しながら、住人や事業者のやりたいこと・困ったことを見つけ出してプロジェクト化する。

※OJT：「On-the-Job Training」の略で、日本語では「職場内訓練」と訳される。OJTは、職場で実際の仕事を通じてスキルや知識を習得するためのトレーニング手法。上司や先輩が仕事のやり方を教えながら実践的に育成する方法で、実際の業務環境での経験を通じて、理論と実践を結びつけることができるため、即戦力として育成する効果が高いとされている。

※ファシリテーション：グループ・ディスカッションや会議の進行を円滑にするための技法やプロセス。

【基本方針3 中間支援機能の充実における役割区分】

事業	市民	まちづくり協議会・ 市民活動団体	市民活動センター 行政
市民と各団体をつなぐ仕組みの発展		○	○
オンライン交流の促進		○	○
活動事例、協働プロジェクトの集約、共有ポータル構築		○	○
協働コーディネーターの配置		○	○
地域コーディネーターの養成・地域人材の育成			○

【基本方針3 中間支援機能の充実における成果指標】

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
市民活動団体及びまちづくり協議会とボランティアギルド登録者とのマッチング件数	15件	30件
各団体同士のマッチング件数	— ※新規	5件

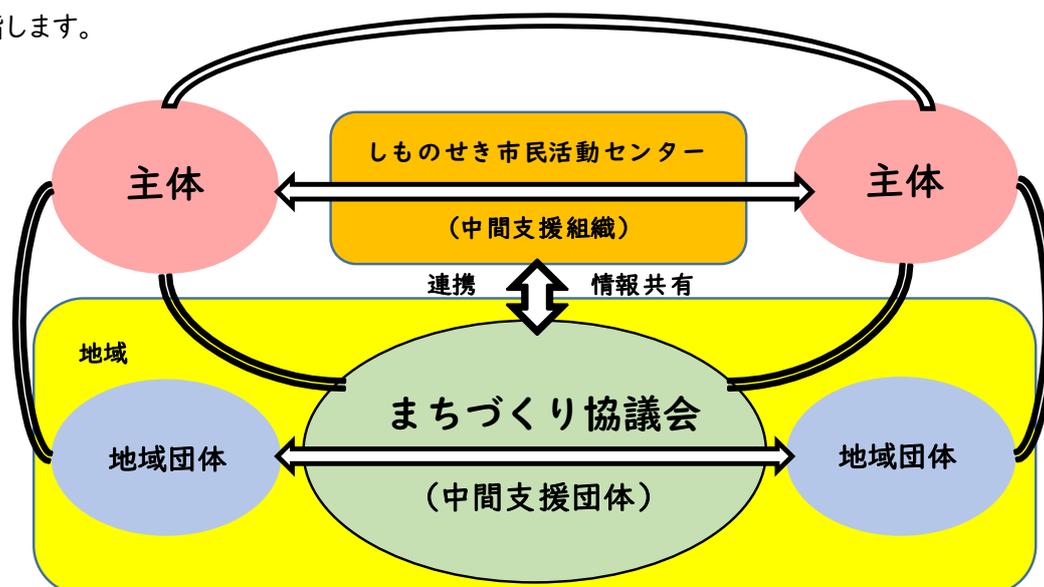
資料:しものせき市民活動センター登録件数

## 基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進 ～地域における協働の推進～

### 【施策の展開方向】

○まちづくり協議会の運営及び活動への支援

→地域の特性や課題に応じたまちづくり協議会の自主的な運営と活動を支援するとともに、人材育成や資金確保、活動評価を推進し、住民自治による継続的で自律的な地域運営の実現を目指します。



※この図で主体とは、市民・市民活動団体・事業者・行政などです。

### 【具体的な施策】

(1) まちづくり協議会の運営及び活動への支援

#### 各地区の中間支援団体としての役割

- ・まちづくり協議会の主な役割は地域の関連団体のネットワークの構築であり、協議会のもつネットワーク、相互補完によって各団体でこれまで解決できなかった課題を連携し解決していくことです(=地域づくり=住民自治によるまちづくり)。
- ・地域のネットワーク構築の中心的存在として、地域団体の実態を把握し、情報提供やネットワーク化を行うことで、団体間の連携強化を推進するため、しものせき市民活動センターの協働コーディネーターと連携しながら、まちづくり協議会において、地域内の連絡調整役となる人材の育成を目指します。

#### 効果的なまちづくり交付金の運用

- ・それぞれの地域の課題解決や実現したいまちづくりの方向性に沿うよう交付金の仕組みを見直し、市民が求める役割を果たせる活動を支援します。

#### 活動評価制度の導入

- ・各地区のまちづくり計画の進捗状況を地域住民と共有しながら、まちづくり協議会が自らの活動を振り返り、活動内容の費用対効果について考え、活動の効果や課題を検証するため、「活動評価制度」の導入を検討します。

(2) 地域づくりの人材育成

プロジェクト制の推進

- ・ 地域活動の担い手の高齢化や人材不足が課題となっている中で、個人や団体のもつスキルや人材の発掘にもつながら、参加者のすそ野を広げていくための取組として、引き続きプロジェクト制を推奨します。

(3) 自主財源確保の推進

クラウドファンディングなどの寄付金活用の導入

- ・ まちづくり交付金の使途は一定の制限があり、まちづくり協議会の活動の拡大や充実が期待される中で、より効果的にまちづくり活動を継続していくためには、新たな財源を確保する必要があります。継続的に収益事業が行えるような組織づくりには様々な課題もあることから、不特定多数からの資金を調達する仕組みとして、クラウドファンディングなどの寄付金の活用を推進します。

【基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進における役割区分】

事業	市民	まちづくり協議会 市民活動団体	市民活動センター 行政
各地区の中間支援団体としての役割		○	○
効果的なまちづくり交付金の運用		○	○
活動評価制度の導入		○	○
プロジェクト制の推進		○	○
クラウドファンディングなどの寄付金活用の導入		○	○

【基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進における成果指標】

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
住民自治によるまちづくり（まちづくり協議会）の取組が進んできたと感じる市民の割合	14.7%	16.0%

資料：下関市市民実感調査

# 第5章 計画の推進

## 1 市の推進体制

### (1) 下関市市民協働参画推進本部

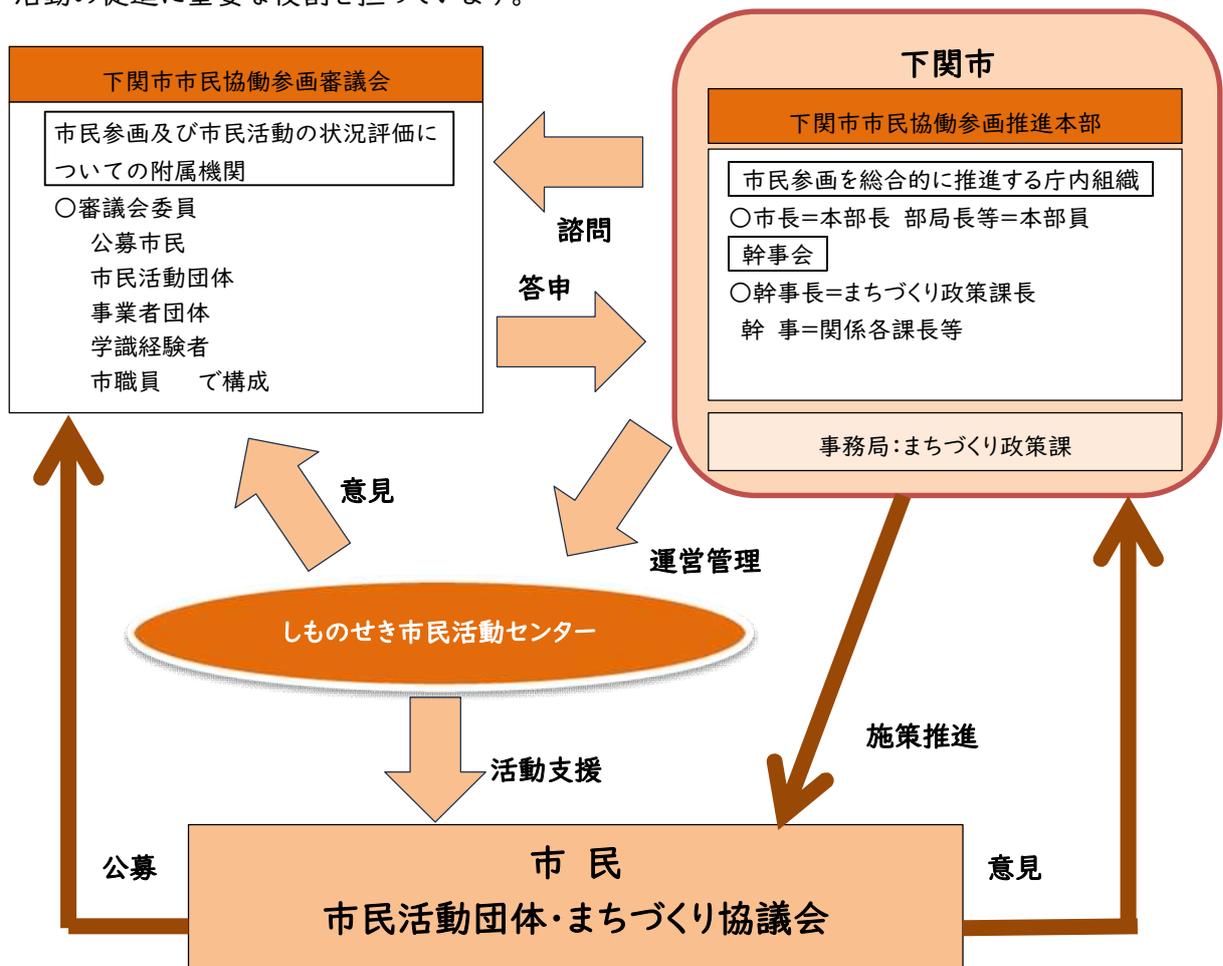
庁内における推進体制として、市長を本部長とし本計画に基づく市民活動促進諸施策について検討・調整を行い、全庁をあげて計画の推進を図ります。

### (2) 下関市市民協働参画審議会

下関市市民協働参画条例の規定に基づき、本計画の進捗状況も含め、市民活動の状況評価について審議し、施策についての意見提言を行います。

### (3) しものせき市民活動センター

市民活動の拠点施設として、市民、市民活動団体、事業者、行政などをつなぎ、地域社会の課題の解決に取り組む市民活動の支援を行っています。本計画においては、中間支援組織として市民活動の促進に重要な役割を担っています。



【図35 市の推進体制】

## 2 進捗状況管理・評価・公表

### (1) 進捗状況管理

本計画で示す施策の進捗状況は、下関市市民協働参画条例第16条に定める年次報告において、その状況を調査し把握します。

### (2) 評価

下関市市民協働参画審議会において、市民参画及び市民活動の状況とともに評価を行います。

### (3) 公表

市民参画及び市民活動の状況と併せて、市議会の所管委員会に報告するとともにこれを公表します。公表の方法は、下関市市民協働参画条例施行規則第3条に掲げる方法により行います。